

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行に伴い、並びに同法附則及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第五十五条」を「―第五十五条」に改める。

本則（第三十九条の十二の二、第三十九条の百十二の二、第四十条の八及び第四十条の八の二を除く。

）中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二条の九第二項中「債券」の下に「（第二条の三十六第一項第二号において「旧法債券」という。）

」を、「みなされたもの」の下に「（第二条の三十六第一項第二号において「旧商工債」という。）」を

加える。

第二条の三十六を第二条の三十七とし、第二条の三十五の次に次の一条を加える。

四号」に改め、同条第二十七項中「第三項、第七項」を「第四項、第八項」に改める。

第二十六条の八第三項中「事務所、事業所その他これらに準ずるもの」を「事務所等」に改める。

第二十六条の十一第一項中「同条第九項第一号から第八号までに掲げる国債で」を削り、「該当するものの」を「該当する国債」に改める。

第二十六条の十六第一号中「同項第一号から第八号まで」を「同項第一号」に、「第五条の二第五項第四号」を「第五条の二第七項第四号」に改める。

第二十六条の十八の二第二項中「第五条の二第五項第四号」を「第五条の二第七項第四号」に、「第四十一条の十二第九項第一号から第八号までに掲げる国債で同項」を「第四十一条の十二第九項」に、「該当するもの」を「該当する国債」に改める。

第二十六条の二十一中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律施行令第三十条の三の規定は、法第四十一条の十二第二十五項の規定による物件の留置きを行う場合について準用する。

第二十六条の二十三第二項中「金融商品取引法第二条第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引（

同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するものに限る。)のうち」を削り、同条第五項の表中「第百二十一条第一項」の下に「及び第三項」を、「第百五十五条」の下に「、第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ(2)」を加える。

第二十六条の二十六第九項中「第百五十五条」の下に「、第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ(2)」を加え、同条第十項第八号中「、同条第二号中「若しくは第八号又は第百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで」とあるのは「又は第八号、第百二十三条第二項第一号又は第五号から第八号までその他財務省令で定める規定」と」を削り、同項第十一号を削り、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 法第四十一条の十五第五項の規定の適用がある場合における国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の二の規定の適用については、同条第一項第一号イ中「若しくは第百二十七条第三項」とあるのは「、第百二十七条第三項」と、「する場合の確定申告」とあるのは「(する場合の確定申告)若しくは租税特別措置法第四十一条の十五第五項(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)において準用する所得税法第百二十三条第一項(先物取引の差金等決済の損失に係

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案

《 新旧対照表：所得税関係 》

平成23年2月25日

財務省主税局税制第一課所得税係

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案新旧対照表

改 正 案

現

行

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第一条 租税特別措置法施行令(昭和三十一年政令第四十二号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第一条の二)

第二章 所得税法の特例

第一節 利子所得及び配当所得の特例(第一条の三―第五条の二)

第二節 特別税額控除及び減価償却の特例(第五条の三―第十条)

第三節 準備金(第十一条―第十三条)

第四節 鉱業所得の課税の特例(第十四条―第十六条)

第五節 農業所得の課税の特例(第十六条の二―第十七条)

第六節 社会保険診療報酬の所得計算の特例(第十八条)

第七節 事業所得に係るその他の特例(第十八条の二―第十九条)

五

第七節の三 山林所得の課税の特例(第十九条の六・第十九条の七)

第八節 譲渡所得等の課税の特例(第二十条―第二十五条の七の五)

第八節の二 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等(第二十五条の八―第二十五条の十五)

第八節の三 その他の譲渡所得等の課税の特例(第二十五条の十六―第二十五条の十八の二)

第八節の四 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(第二十五条の十九―第二十五条の二十四)

第八節の五 特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例(第二十五条の二十五―第二十五条の三十一)

の五

第九節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除(第二十六条―第二十六条の五)

第十節 その他の特例(第二十六条の六―第二十七条の三)

第三章 法人税法の特例

目次

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

第五節 同上

第六節 同上

第七節 同上

第七節の二 同上

第七節の三 同上

第八節 同上

第八節の二 同上

第八節の三 同上

第八節の四 同上

第八節の五 同上

第九節 同上

第九節 同上

第十節 同上

第三章 同上

(先物取引に係る雑所得等の金額の計算等)

第二十六条の二十三 法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、その年中の同項に規定する先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定める所得の金額から控除する。

- 一 当該先物取引による事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による譲渡所得の金額及び雑所得の金額
 - 二 当該先物取引による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額
 - 三 当該先物取引による雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による事業所得の金額及び譲渡所得の金額
- 2 法第四十一条の十四第一項第二号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 平成十六年一月一日以後に行う証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）第三条の規定による改正前の証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引、同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引に該当するもの
- 二 平成十七年七月一日以後に行う証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第一条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第二項に規定する取引所金融先物取引に該当するもの
- 三 証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日以後に行う金融商品取引法第二条第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引

- 3 法第四十一条の十四第一項第三号に規定する政令で定める譲渡は、金融商品取引業者（同号に規定する金融商品取引業者をいう。以下この項において同じ。）への売委託により行う譲渡又は金融商品取引業者に対する譲渡とする。
- 4 その年において法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得（以下この項において「先物取引に係る雑所得等」という。）を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が確定申告書を提出する場合には、財務省令で定めるところにより、当該先物取引に係る雑所得等の

(先物取引に係る雑所得等の金額の計算等)

第二十六条の二十三 同上

- 一 同上
- 二 同上
- 三 同上

2 法第四十一条の十四第一項第二号に規定する政令で定める取引は、金融商品取引法第二条第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引（同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するものに限る。）のうち次に掲げる取引とする。

- 一 同上
- 二 同上
- 三 同上

- 3 同上
- 4 同上

金額の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。この場合において、所得税法第百二十条第四項の規定の適用については、同項中「事業所得」とあるのは、「事業所得（租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引による事業所得を除く。）」とする。

5 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>第百十一条第四項 及び課税山林所得金額の見積額につき第三章（税額の計算）</p>	<p>、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額（以下「先物取引に係る課税雑所得等の金額」という。）及び課税山林所得金額の見積額につき第三章（税額の計算）及び同項</p>
<p>第百二十条第一項 額</p>	<p>、その年分の総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）</p>
<p>当該総所得金額</p>	<p>当該総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額</p>
<p>課税総所得金額</p>	<p>課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額</p>
<p>第八十九条（税率）</p>	<p>第八十九条（税率）及び同法</p>

5 同上

<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

第四百一条の十四第一項 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額並びに	第三章（税額の計算）	総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額並びに
第二百二十二条第一項及び第二項第三号から第五号まで、第二百二十七条第一項及び第二項、第二百五十五条、第四百五十九条、第四百二十号ロ、第四百六十一条第四項第二号イ(2)並びに第二百三十二条	課税総所得金額	課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額
総所得金額	第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項	総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額

6 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第十一条第二項	総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下「先物取引に係る雑所得等の
---------	-------	--

6 同上

第二百二十二条第一項及び第二項第三号から第五号まで、第二百二十七条第一項及び第二項、第二百五十五条並びに第二百三十二条	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

同上	同上	同上
----	----	----

第十一条の二第二項、第十七条第五号、第一百七十九条第一号イ及び第二号イ、第八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条、第二百十九条第二項第二号並びに第二百二十二条第二項及び第三項	総所得金額	総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額 金額」という。
第二百五十八条第一項	総所得金額 課税総所得金額	総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額 課税総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額（以下「先物取引に係る課税雑所得等の金額」という。
第二百五十八条第三項第一号及び第二号	第三章第一節（税率） 総所得金額	第三章第一節（税率）及び同項 総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額
第二百六十一条第二項	総所得金額	総所得金額、先物取引に係る

同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上

二百六十六条	課税総所得金額	雑所得等の金額
	第三章第一節（税率）	
の規定に準じて	課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額	雑所得等の金額
	第三章第一節（税率）及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）	
	課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額	
	及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）の規定に準じて	

- 7 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条の規定の適用については、同条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。
- 8 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における所得税法第一百二十二条第一項の規定により提出する申請書の記載に関し必要な事項は、財務省令で定める。

同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

- 7 同上
- 8 同上

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案

《 参考資料：所得税関係 》

平成22年2月25日

財務省主税局税制第一課所得税係

先物取引に対する課税関係

【措法41の14、41の15
措令26の23、26の26】

先物取引の種類		差金等決済又は譲渡に係る所得	損失の繰越控除
取引所取引	商品先物取引 (先物取引、オプション取引等)	申告分離課税(雑所得等) 20%(所:15%、住5%)	可 (3年)
	金融デリバティブ (先物取引、オプション取引等)		
	カバードワラント		
店頭取引	商品先物取引 (先渡取引、オプション取引等)	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>【現行】</p> <p>総合課税(雑所得等) 所:5%~40%、住:10%</p> </div> <div style="font-size: 2em;">⇒</div> <div style="text-align: center;"> <p>【改正案】</p> <p>申告分離課税(雑所得等) 20%(所:15%、住5%)</p> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>【現行】</p> <p>不可</p> </div> <div style="font-size: 2em;">⇒</div> <div style="text-align: center;"> <p>【改正案】</p> <p>可 (3年)</p> </div> </div>
	金融デリバティブ (先物取引、オプション取引等)		
	カバードワラント		

(注)カバードワラントとは、対象資産について、一定の期日(権利行使日)に、あらかじめ決められた権利行使価格と決済価格(権利行使日の時価)との間の差金を受け取ることができる権利を証券化した有価証券。

健康保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第八十三号

健康保険法等の一部を改正する法律

(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第五十二条第一号及び第五十四条中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第五十五条第一項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に、若しくは埋葬料を「埋葬料、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは家族埋葬料に改め、同条第三項及び第五項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第五十六条第一項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第五十八条第二項中「若しくは第八十六条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関」を削り、同条第三項中「若しくは第八十六条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関」を削り、「第八十六条第三項」を「第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項において準用する場合を含む。」に改め、「若しくは特定承認保険医療機関」を削る。

第六十条第三項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第四号第二節第一款の款名中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第六十三条第二項を次のように改める。

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの(医療法(昭和二十三年法律第三十五号)第七十七条第二項第四号に規定する療養病床(以下「療養病床」という。)への入院及びその療養に伴う世帯その他の看護その他の看護を受ける際、七十歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者(以下「特定早期入院被保険者」という。)に係るものを除く。以下「食事療養」という。)

二 次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの(特定長期入院被保険者に係るものに限る。以下「生活療養」という。)

イ 食事の提供である療養

ロ 温風、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

三 厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であつて、前項の給付の対応すべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの(以下「評価療養」という。)

四 被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養(以下「選定療養」という。)

第六十五条第三項中「医療法(昭和二十三年法律第三十五号)第七十七条第二項第四号に規定する」を削り、「同項」を「医療法第七十七条第二項」に改め、同条第三項第一号中「若しくは保険薬局又は保険医療機関」に改め、又は第八十六条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関に係る同号の承認を削り、同項第二号中「第八十六条第十二項及び第十三項、第一百零七条第七項並びに」を「第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百零七条第七項及び」に改め、同項第三号中「前二号」を「前号」に、「認めらるる」を「認められる」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 当該申請に係る病室若しくは診療所又は薬局の開設者又は管理者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 当該申請に係る病室若しくは診療所又は薬局の開設者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第六十五条第四項第三号及び第六十九條をだし兼中「認めらるる」を「認められる」に改める。

第七十条第二項中「第八十六条第十三項」を「第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、及び特定療養費」を「入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費」に改める。

第七十一条第二項を次のように改める。

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第六十四条の登録をしないことができる。

一 申請者が、この法律の規定により停業又は廃業業務に係る第六十四条の登録を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者であるとき。

二 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 前三号のほか、申請者が、保険医又は保険業務師として若しくは不適切と認められる者であるとき。

第七十二条第二項中「第八十六条第十三項」を「第八十五条の二第五項、第八十六条第四項」に改める。

第七十四条第二項第一号中「次号又は第三号に掲げる場合以外の」を「七十歳に達する日の属する月以前である」に改め、同項第三号中「百分の二十」を「百分の三十」に改め、同条第三項中「の一部負担金」の下に「(第七十五条の二第一項第一号の措置が採られたときは、当該療養された一部負担金)を加える。

第七十五条の次に次の一条を加える。

(一部負担金の額の特例)

第七十五条の二 被保険者は、災害その他の厚生労働令で定める特別の事情がある被保険者であつて、保険医療機関又は保険薬局に第七十四条第二項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

一 一部負担金を減額すること。

二 一部負担金の支払を免除すること。

三 保険医療機関又は保険薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を滞りなくすること。

2 前項の措置を受けた被保険者は、第七十四条第一項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつてはその減額された一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うをもちて、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うことを要しない。

3 前条の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

第八十条第二号及び第三号中「第八十六条第十三項」を「第八十五条の二第五項、第八十六条第四項」に改め、同条第三号中「第八十六条第三項」を「第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項において準用する場合を含む。」に改め、同条第四号中「第八十六条第十三項」を「第八十五条の二第五項、第八十六条第四項」に改め、同条第五号中「若しくは特定療養費」を「入院時生活療養費に係る療養若しくは保険外併用療養費」に改め、同条に次の三号を加える。

第二十四条 介護保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条の三」を「第五十一条の四」に、「第六十一条の三」を「第六十一条の四」に改める。

第十二条第五項中「第二十八条の二」を「第二十八条の三」に改める。

第二十二條第三項中「第五十一条の三第四項」を「第五十一条の三第四項」に、「第六十一条の二第四項」を「第六十一条の三第四項」に改める。

第四十条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 高額医療費負担サードと入費の支給

第五十一条第二項中「得た額」の下に「次条第二項において「介護サードと利用者負担額」という。」を加える。

第四章第三節中第五十一条の三を第五十一条の四とし、第五十一条の二を第五十一条の三とし、第五十一条の次に次の一条を加える。

(高額医療費負担サードと入費の支給)

第五十一条の二 市町村は、要介護保険者の介護サードと利用者負担額(前条第二項の高額介護サードと入費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び当該要介護者に係る健康保険法第百十五條第一項に規定する一部負担金等の額(同項の高額介護費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該要介護保険者に対し、高額医療費負担サードと入費を支給する。

2 前条第三項の規定は、高額医療費負担サードと入費の支給について準用する。

第五十二条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 高額医療費負担サードと入費の支給

第六十一条第二項中「得た額」の下に「次条第二項において「介護サードと利用者負担額」という。」を加える。

第四章第四節中第六十一条の三を第六十一条の四とし、第六十一条の二を第六十一条の三とし、第六十一条の次に次の一条を加える。

(高額医療費負担サードと入費の支給)

第六十一条の二 市町村は、居宅要支援者等介護保険者の介護サードと利用者負担額(前条第二項の高額介護サードと入費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び当該居宅要支援者等介護保険者に係る健康保険法第百十五條第一項に規定する一部負担金等の額(同項の高額介護費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援者等介護保険者に対し、高額医療費負担サードと入費を支給する。

2 前条第三項の規定は、高額医療費負担サードと入費の支給について準用する。

第六十六条第二項及び第四項並びに第六十八条第二項中「第五十一条の二第四項」を「第五十一条の三第四項」に、「第六十一条の二第四項」を「第六十一条の三第四項」に改める。

第六十九条第一項中「及び高額介護サードと入費の支給」と「高額医療費負担サードと入費の支給、高額介護サードと入費の支給及び高額医療費負担サードと入費の支給」に、「及び高額介護サードと入費並びに」を「高額医療費負担サードと入費、高額介護サードと入費及び高額医療費負担サードと入費並びに」に改め、同条第四項中「第五十一条の三第一項」の下に「第五十一条の四第一項」を加え、「及び第六十一条の三第二項」を「第六十一条の三第一項及び第六十一条の四第一項」に改める。

第七十七條第四項中「及び老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の十八第一項に規定する市町村老人保健計画」を削る。

第七十八條第四項中「及び老人保健法第四十六条の十九第一項に規定する都道府県老人保健計画」を削る。

第七百三十四條第二項中「第六項まで」の下に「及び第九項」を加え、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「おいては」の下に「政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び」を加え、同項を同条第十項とし、同条第七項中「次項を第十項」に「前各項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 前項において、社会保険庁長官を経由して市町村に通知を行う場合においては、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人を経由して行うものとする。

第七百三十四條第六項の次に次の一項を加える。

7 年金保険者(社会保険庁長官に限る)は、前各項の規定による通知を行う場合においては、政令で定めるところにより、連合会及び国民健康保険法第四十五條第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人(以下「指定法人」という)を経由して行うものとする。

第七百三十五條第二項中「認めるもの」の下に「その他政令で定めるもの」を加える。

第七百三十六條第四項中「七月三十一日までに」の下に「政令で定めるところにより、連合会及び指定法人を経由して」を加え、同条第五項及び第六項中「七月三十一日までに」の下に「政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び」を加える。

第七百三十七條第六項及び第七百三十八條第四項中「第九項」を「第十一項」に改める。

第七百三十八條第一項第一号及び第七百三十九條中「第五十一条の二第八項」を「第五十一条の三第八項」に、「第六十一条の二第八項」を「第六十一条の三第八項」に改める。

第七百三十九條第二項中「第五十一条の二第八項」を「第五十一条の三第八項」に、「第六十一条の二第八項」を「第六十一条の三第八項」に、「第五十一条の二第七項」を「第五十一条の三第七項」に、「第六十一条の二第七項」を「第六十一条の三第七項」に改める。

附則に次の一条を加える。

(施設転換の円滑化への配慮)

第七條 厚生労働大臣は、基本指針を定めるに当たっては、医療に関する費用の適正化及び良質なケアの提供を介護サービスの確保の観点から高齢者の医療の確保に関する法律附則第二章に規定する病床の転換が円滑に行われるよう、介護保険施設その他厚生労働省令で定める施設の入所費の増加について適切に配慮するものとする。

第二十五条 介護保険法の一部を次のように改正する。

第七條第七項中「政府、健康保険組合」を「全国健康保険協会、健康保険組合、政府」に改める。

第六十八條第五項中「認めるときは、当該要介護者等加入する医療保険者」の下に「当該要介護者等が全国健康保険協会の加入する医療保険者(健康保険法第三条第四項に規定する任意継続被保険者を除く)又はその被保険者である場合は、社会保険庁長官、以下この条において同じ。」を加える。

第二十六条 介護保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第六十六条」を「第七十五條」に改め、「第三款 指定介護療養型医療施設」(第七百七條、第七百七十五條)を削る。

第八條第十項中「介護療養型医療施設」を削り、同条第十二項中「介護老人保健施設及び同項第三号に規定する指定介護療養型医療施設」を「及び介護老人保健施設」に改め、同条第十三項中「介護保健施設サービス及び介護療養型施設サービス」を「及び介護保健施設サービスに」「介護老人保健施設又は介護療養型医療施設」を「又は介護老人保健施設」に改め、同条第十六項を削る。

第八條の二第十項中「介護療養型医療施設」を削る。

第四十八條第一項第三号を削り、同条第六項中「第九十七條第三項」を「又は第九十七條第三項」に改め、「又は第九十七條第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準(指定介護療養型施設サービスの取扱いに関する部分に限る。)」を削る。

第五十一条の二第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第七十二条第二項中「又は介護療養型医療施設」又は第四十八条第二項第三号の指定及び又は指定」を削り、同条第二項中「又は介護療養型医療施設」を削り「若しくは第百四十二条第一項」を「又は第百四十二条第一項」に改め、「又は第百七条の二第二項の規定により指定の効力が失われたとき若しくは第百四十二条第一項若しくは第百五十五条の二十九条六項の規定により指定の取消しがあったとき」を削る。

第七十八条の九第七号中「第百四十二条及び第百四十四条」を「及び第百四十二条」に改める。

第九十四条第三項七号中「医療法」の下に「昭和三十三年法律第百五号」を加える。

第五章附五篇第三節の款名を削り、第百七条から第百五十五条までを次のように改める。

第百七条から第百五十五条まで 削除

第百五十五条の二十九第二項中「介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設」を「及び介護老人保健施設」に改め、「指定介護療養型医療施設」を削り、同条第六項中「介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設」を「若しくは介護老人保健施設」に、「指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設」を「若しくは指定介護老人福祉施設」に改める。

第百五十八条第三項第一号中「指定介護療養型医療施設」については、当該指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要人員総数」を削る。

第二百九条第三号中「第百五十二条第一項」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一十条並びに附則第四条、第三十三号から第三十六号まで、第五十二号第一項及び第二項、第百五十二条、第百三十四号並びに第百三十一号から第百三十三号までの規定 公布の日
- 二 第二十二号及び附則第五十二号第三項の規定 平成十九年三月一日
- 三 第二号、第十二号及び第十八号並びに附則第七号から第十一号まで、第四十八号から第五十一号まで、第五十四号、第五十六号、第六十二号、第六十三号、第六十五号、第七十一号、第七十二号、第七十四号及び第八十六号の規定 平成十九年四月一日
- 四 第三号、第七号、第十一号、第十六号、第十九号及び第二十四号並びに附則第二号第五項、第三十七号から第三十九号まで、第四十二号、第四十二号、第四十四号、第五十七号、第六十六号、第七十五号、第七十六号、第七十八号、第七十九号、第八十一号、第八十四号、第八十五号、第八十七号、第八十九号、第九十三号から第九十五号まで、第九十七号から第百条まで、第百三号、第百九条、第百十四号、第百十七号、第百二十号、第百二十三号、第百二十六号、第百二十八号及び第百三十号の規定 平成二十年四月一日
- 五 第四号、第八号及び第二十五号並びに附則第十六号、第十七号、第十八号第二項及び第三項、第十九号から第三十一号まで、第八十号、第八十二号、第八十八号、第九十二号、第百二条、第百四号、第百七号、第百八号、第百十五号、第百十六号、第百十八号、第百二十一号並びに第百二十九号の規定 平成二十年十月一日
- 六 第五号、第九号、第十四号、第二十号及び第二十六号並びに附則第五十三号、第五十八号、第六十七号、第九十号、第九十一号、第九十六号及び第百十一号の規定 平成二十四年四月一日

(検討)

第一条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を調査し、この法律により改正された健康保険各法及び第七号の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）の規定に基づき、その結果に基づいて所定の措置を講ずるものとする。

2 高齢者医療確保法による高齢者医療制度については、制度の実施状況、保険給付に要する費用の状況、社会経済の情勢の推移等を調査し、第七号の規定の施行後五年を目途としてその全般に亘りて検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所定の措置が講ぜられるべきものとする。

3 政府は、入居者の状態に応じて多岐にわたるサービスを提供する観点から、介護保険法第八号第二十五項に規定する介護老人保健施設及び同法第二十四項に規定する介護老人福祉施設の基本的な在り方並びにこれらの施設の入居者に対する医療の提供の在り方の見直しを検討するとともに、介護保険施設等の設備及び運営に関する基準並びに利用者負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地域における適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備の支援に努めるものとする。
(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一号又は第三条の規定の施行の日に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係るこれらの条の規定による改正前の健康保険法の規定による保険給付については、それぞれなお従前の例による。

第四条 厚生労働大臣は、第一条の規定による改正後の健康保険法第六十三号第三号及び第四号の定め（同項第三号の定めのうち高度の医療技術に係るものを除く。）同法第八十五号の二第二項の標準、同法第八十六号第二項第一号の定め並びに同法第八十五号の二第五項及び第八十六号第四項において準用する同法第七十号第一項及び第七十二号第二項の厚生労働大臣を定めようとするときは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても中央社会保険医療協議会に諮問することができる。

第五条 施行日において既に第一条の規定による改正前の健康保険法第八十六号第一項第一号の規定により特定承認医療機関の承認を受けている病院又は診療所は、施行日に、健康保険法第六十三号第三項第一号の指定を受けたものとみなす。ただし、当該施設者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により指定を受けたものとみなされた病院又は診療所に係る当該指定の効力を有する期間は、健康保険法第六十八号第一項の規定にかかわらず、その病院又は診療所について第一条の規定による改正前の健康保険法第八十六号第十二項において準用する同法第六十八号第一項の規定により承認の効力を有するとされた期間の施行日における残存期間と同一の期間とする。

第六条 第一条の規定による改正後の健康保険法第百三号及び第百二十六号の規定は、死亡の日が施行日以後である被保険者及び日雇特別被保険者並びにこれらの者であった者について適用し、死亡の日が施行日以前である被保険者及び日雇特別被保険者並びにこれらの者であった者の第一条の規定による改正前の健康保険法の埋葬料の支給については、なお従前の例による。

第七条 平成十九年四月一日前に健康保険の被保険者（日雇特別被保険者を除く。以下この項において同じ。）の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（任意継続被保険者、特別選考被保険者及び同月から標準報酬月額を改定されるべき者を除く。）のうち、同年三月の標準報酬月額が九万五千円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が九万三千円以上である者を除く。）又は九万五千円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が九万五千円未満である者を除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となった標準報酬月額を第二条の規定による改正後の健康保険法第四十号第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、保険者が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬月額は、平成十九年四月一日から同年八月三十一日までの標準報酬月額とする。

第八条 平成十九年四月一日前の標準に係る保険料の納付については、なお従前の例による。

第九条 第一条の規定の施行の日以前において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（全額専任で生じた職に任職継続被保険者であった者を除く。次項において同じ。）に係る同条の規定の施行の日前までの傷病手当金の額については、なお従前の例による。

第八條の二第十八項中「第百十五條の三十九第一項」を「第百十五條の四十五第一項」に改める。

第八條第三十二項中「第百十五條の三十八第一項第五号」を「第百十五條の四十四第一項第五号」に改める。

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年五月二十八日

内閣総理大臣 福田 康夫

法律第四十二号

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律

(介護保険法の一部改正)

第一條 介護保険法(平成九年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

目次中 第七十八條の十二を「第七十八條の十二」に、「第百十五條の十一」を「第百十五條の十二」に、「第百十五條の十二」を「第百十五條の十九」を「第百十五條の十二」第百十五條の二十一に、「第八節 指定介護予防支援事業者(第百十五條の二十九)」第百十五條の三十七)を「第八節 指定介護予防支援事業者(第百十五條の二十九)」第百十五條の三十七)を「第九節 指定介護予防支援事業者(第百十五條の二十九)」第百十五條の三十七)を「第十節 指定介護予防支援事業者(第百十五條の二十九)」第百十五條の三十七)に、「第百十五條の三十八」第百十五條の四十二)を「第百十五條の四十四」第百十五條の四十七)に改める。

第八條第三十二項中「第百十五條の三十八第一項第五号」を「第百十五條の四十四第一項第五号」に改める。

第八條第三十二項中「第百十五條の三十八第一項第五号」を「第百十五條の四十四第一項第五号」に改める。

第八條第三十二項中「第百十五條の三十八第一項第五号」を「第百十五條の四十四第一項第五号」に改める。

第八條第三十二項中「第百十五條の三十八第一項第五号」を「第百十五條の四十四第一項第五号」に改める。

第二十二條第三項中「に対し、その支払った額につき返還させる」を「から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収する」に「返還させる額」を「返還させるべき額」に、「支払わせる」を「徴収する」に改める。

第二十七條第二項及び第三十二條第二項中「第百十五條の三十九第一項」を「第百十五條の四十五第一項」に改める。

第五十四條の二第八項中「第百十五條の十三第二項」を「第百十五條の十四第三項」に改める。

第五十八條第六項中「第百十五條の二十三第二項」を「第百十五條の二十四第二項」に改める。

第五十九條第二項第二号中「第百十五條の二十三第二項」を「第百十五條の二十四第一項」に改める。

第七十條第二項中「第七号」を「第七号の二」に、「第十一号」を「第六号まで又は第七号から第十一号」に改め、同項第六号中「申請者」の下に「(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)」を加え、第百十五條の二十九第六項を「第百十五條の三十五第六項」に改め、「規定により指定」の下に「(特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第七十條第二項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第七十七條第二項又は第百十五條の三十五第六項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に

第百十五條の五中「当該指定介護予防サービス」を「休止した当該指定介護予防サービス」に改め「休止し、休止し、若しくは」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防サービス事業者は、当該指定介護予防サービスの事業を休止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その休止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第百十五條の四十一を第百十五條の四十七とする。

第百十五條の四十四第四項中「第百十五條の三十八第一項第一号」を「第百十五條の四十四第一項第一号」に改め、同条を第百十五條の四十六とする。

第百十五條の三十九を第百十五條の四十五とし、第百十五條の三十八を第百十五條の四十四とし、第五章第九節中第百十五條の三十七を第百十五條の四十三とする。

第百十五條の三十六第三項中「第百十五條の三十第三項及び第百十五條の三十二」を「第百十五條の三十六第三項及び第百十五條の三十八」に改め、同条を第百十五條の四十二とする。

第百十五條の二十五を第百十五條の四十一とし、第百十五條の三十から第百十五條の三十四までを六条ずつ繰り下げる。

第百十五條の二十九第二項中「指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）」を「介護サービス事業者」に改め、同条を第百十五條の三十五とする。

第五章第九節を同章第十節とし、同章第八節の次に次の一節を加える。

第九節 業務管理体制の整備

(業務管理体制の整備等)

第百十五條の三十二 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定

介護療養型医療施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）は、第七十四條第五項第七十八條の四第七項、第八十一条第五項、第八十八條第五項、第九十七條第六項、第百十條第五項、第百十五條の四第四項、第百十五條の十四第七項又は第百十五條の二十四第五項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

1 次号及び第三号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者 都道府県知事

1 地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であつて、当該指定に係るすべての事業所が当該指定に係る地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類が異なるものを含むが一の市町村の区域に所在するもの 市町村长

2 当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が二以上の都道府県の区域に所在する介護サービス事業者 厚生労働大臣

3 前項の規定により届出を行った介護サービス事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村长（以下この節において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

4 第二項の規定による届出を行った介護サービス事業者は、同項各号に掲げる区分の発覚により、同項の規定により当該届出を行った厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣等に届け出なければならない。

5 厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

(報告等)

第百十五條の三十三 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行った介護サービス事業者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出を行った介護サービス事業者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に關して必要であると認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、厚生労働省令で定める事項を報告し、若しくは提示を命じ、当該介護サービス事業者若しくは当該介護サービス事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該介護サービス事業者の当該指定に係る事業所若しくは当該指定若しくは許可に係る施設、事務所その他の居宅サービス等の提供に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該介護サービス事業者に係る指定若しくは許可を行った都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）又は当該介護サービス事業者に係る指定を行った市町村长（以下この項及び同条第五項において「関係市町村长」という。）と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村长と密接な連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定又は許可に係る介護サービス事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に關して必要であると認めるときは、厚生労働大臣に対し、市町村长は、その行った又はその行おうとする指定に係る介護サービス事業者における同項の規定による業務管理体制の整備に關して必要であると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による都道府県知事又は市町村长の求めに応じ第一項の権限を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事又は市町村长に通知しなければならない。

5 第二十四條第三項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

(勸告、命令等)

第百十五條の三十四 第百十五條の三十二第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行った介護サービス事業者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出を行った介護サービス事業者を除く。）が、同条第一項に規定する厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勸告をした場合において、その勸告を受けた介護サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 厚生労働大臣等は、第一項の規定による勸告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくその勸告に係る措置をとらなかつたときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その勸告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護サービス事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村长に通知しなければならない。

第五章第八節中第百十五條の二十八を第百十五條の三十一とする。

第百十五條の二十七中「その旨」を「当該指定介護予防支援事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第三号中「第百十五條の二十三の規定による届出（同条の厚生労働省令で定める事項の発覚並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。）」を「第百十五條の二十五第二項の規定による事業の休止の届出」に改め、同条を第百十五條の三十とする。

2 厚生労働大臣は、同一の指定介護予防サービス事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護予防サービス事業者による第百十五條の四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護予防サービス事業者に対する都道府県庁の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第百二十二條の二第二項中「第百十五條の三十八第一項第一号」を「第百十五條の四十四第一項第一号」に改める。

第百二十五條第二項中「第百十五條の三十二第一項（第百十五條の三十六第三項）を「第百十五條の三十八第一項（第百十五條の四十二第三項）に、「第百十五條の三十九第五項（第百十五條の四十四第三項）を「第百十五條の四十五第五項（第百十五條の四十六第三項）に改める。

第百二十六條の二第二号中「第百十五條の三十三（第百十五條の三十六第三項）を「第百十五條の三十九（第百十五條の四十二第三項）に改め、同條第二号中「第百十五條の三十四第一項（第百十五條の三十六第三項）を「第百十五條の四十二第一項（第百十五條の四十二第三項）に改め、同條第三号中「第百十五條の三十五」を「第百十五條の四十二」に「第百十五條の三十六第三項」を「第百十五條の四十二第三項」に改める。

第百九十九條第二号中「第七十八條の六第二項」を「第七十八條の七第二項」に、「第百十五條の六第一項、第百十五條の十五第一項又は第百十五條の二十四第二項」を「第百十五條の七第二項、第百十五條の十七第一項、第百十五條の二十七第一項又は第百十五條の三十二第一項」に改め、同條第三号中「第百五條」を「第九十九條第二項又は第百五條」に、「第八條の二第二項及び第九條」を「第九條第二項」に改める。

（老人福祉法の一部改正）
第百二條 老人福祉法（昭和二十八年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。
第十四條の三及び第十六條第二項中「あらかじめ」を「その廃止又は休止の日の一月前までに」に改める。

第二十九條第二項後段を削り、同條第九項を同條第十項とし、同條第八項中「第三項から第五項まで」を「第四項から第六項まで」に改め、同項を同條第九項とし、同條中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項目づつ繰り上げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による届出をした者は、その事業を廃止し又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

第百二十四條の二第二項中「第二十九條第六項及び第八項」を「第二十九條第七項及び第九項」に改める。

第百二十九條中「第二十九條第八項」を「第二十九條第九項」に改める。

第四百二條第二号中「第二十九條第七項」を「第二十九條第七項」に改め、同條第二号中「又は第三項」を「から第三項まで」に改める。

附則

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）
第二條 政府は、この法律の施行後五年を自決として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（不正利得の徴収等に関する経過措置）
第三條 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に、介護保険法第三十二條第三項に規定する指定居宅サービス事業者等が、施行日前にした偽りその他不正の行為により同法第四十二條第六項、第四十二條の二第六項、第四十六條第四項、第四十八條第四項、第五十條の三第四項、第五十二條第四項、第五十四條の二第四項、第五十八條第四項又は第六十二條の三第四項の規定による支払を受けた場合におけるこの法律による改正後の介護保険法（以下「新介護保険法」という。）第三十二條第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

（指定等の申請に関する経過措置）
第四條 施行日前にされたこの法律による改正前の介護保険法（以下この条及び次条において「旧介護保険法」という。）第七十條第一項（旧介護

保険法第七十條の二第四項（旧介護保険法第七十八條の十一、第百十五條の十、第百十五條の十九及び第百十五條の二十八）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）第七十八條の二第二項、第七十九條第一項（旧介護保険法第七十九條の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六條第一項（旧介護保険法第八十六條の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四條第一項（旧介護保険法第九十四條の二第四項において準用する場合を含む。）、第百七條第一項（旧介護保険法第百七條の二第四項において準用する場合を含む。）、第百十五條の二第二項、第百十五條の十一第一項又は第百十五條の二十第二項の規定若しくは指定の更新の申請又は許可若しくは許可の更新の申請であつて、この法律の施行の際の更新をするかどうかの処分がなされていないものについてこれらの処分については、なお従前の例による。

（規定又は許可の取消しに関する経過措置）
第五條 新介護保険法第七十條第二号第三項（新介護保険法第七十條の二第四項（新介護保険法第七十八條の十一、第百十五條の十一、第百十五條の二十一及び第百十五條の三十一）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八條の二第四項第六号の三若しくは第五項第一号の三、第七十九條第二項第五号の二（新介護保険法第七十九條の二第四項において準用する場合を含む。）、第百十五條の二第二項第六号の三、第百十五條の十二第二項第六号の三若しくは第三項第一号の三又は第百十五條の二十二第二項第五号の二の規定は、新介護保険法第七十條第二号第六号の三に規定する申請者と密接な関係を有する者（新介護保険法第七十八條の二第四項第六号の三に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、施行日前に旧介護保険法第七十七條第一項、第七十八條の九、第八十四條第一項、第百十五條の八第二項、第百十五條の十七、第百十五條の二十六若しくは第百十五條の二十九第六項の規定により指定を取り消され、又は施行日前に発生した事実を理由として施行日後に新介護保険法第七十七條第一項、第七十八條の十、第八十四條第一項、第百十五條の九第二項、

第百十五條の十九、第百十五條の二十九若しくは第百十五條の三十五第六項の規定により指定を取り消され、これらの取消しの日から起算して五年を経過しない法人である場合については、適用しない。

（廃止又は休止の届出に関する経過措置）

第六條 新介護保険法第七十五條第二項、第七十八條の五第二項、第八十二條第二項、第九十九條第二項、第百十五條の五第二項、第百十五條の十五第二項又は第百十五條の二十五第二項の規定は、施行日から起算して一月を経過する日以後にその事業を廃止し、若しくは休止する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う者を除く。以下この条において同じ。）、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者若しくは同日以後に介護老人保健施設を廃止し、若しくは休止した当該介護老人保健施設の開設者について適用し、同日前にその事業を廃止し、若しくは休止した指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者又は同日前に当該介護老人保健施設を廃止し、若しくは休止した介護老人保健施設の開設者については、なお従前の例による。

第七條 この法律による改正後の老人福祉法第十四條の三又は第十六條第二項の規定は、施行日から起算して一月を経過する日以後に同法第五條の二第二項に規定する老人居宅生活支援事業又は同法第二十條の二の二に規定する老人デイサービスセンター、同法第二十條の三に規定する老人短期入所施設若しくは同法第二十條の七の二に規定する老人介護支援センターを廃止し、又は休止する国及び都道府県以外の者について適用し、同日前に同法第五條の二第二項に規定する老人居宅生活支援事業又は同法第二十條の二の二に規定する老人デイサービスセンター、同法第二十條の三に規定する老人短期入所施設若しくは同法第二十條の七の二に規定する老人介護支援センターを廃止し、又は休止した国及び都道府県以外の者については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の老人福祉法第二十九
条第三項の規定は、施行日から起算して一月を
経過する日以後にその事業を廃止し、又は休止
する有料老人ホームの設置者（同法第二十九条
第一項の規定による届出をした者をいう。以下
この項において同じ。）について適用し、同日前
にその事業を廃止し、又は休止した有料老人
ホームの設置者については、なお従前の例によ
る。

(介護老人保健施設の公示に関する規定の適
用)

第八条 新介護保険法第百四条の二の規定は、施
行日以後に同条各号に掲げる場合に該当すること
となる場合について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為及びこの附
則の規定によりなお従前の例によることとされ
る場合におけるこの法律の施行後にした行為に
対する罰則の適用については、なお従前の例に
よる。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律
の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(健康保険法の一部改正)

第十一条 健康保険法(平成十一年法律第七十号)
の一部を次のように改正する。

第八十九条第三項中「第百十五條の二十九第
六項」を「第百十五條の三十五第六項」に、「第
百十五條の八第二項」を「第百十五條の九第一
項」に、「第百十五條の十」を「第百十五條の十
一」に改める。

(生活保護法の一部改正)

第十二条 生活保護法(昭和二十五法律第百四
十四号)の一部を次のように改正する。

第十五條の二第六項中「第百十五條の二十九
第二項」を「第百十五條の四十五第一項」に改
める。

第五十四條の二第三項中「第七十八條の七」
を「第七十八條の八」に、「第七十八條の九」を
「第七十八條の十」に、「第七十八條の十二」を
「第七十八條の十二」に、「第百十五條の二十九
第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改
める。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第百二
十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第四号の九、第百四
十八條第二項第十号の五及び第七百二條の三十
四第三項第十号の八中「第百十五條の二十九第
一項」を「第百十五條の四十五第一項」に改め
る。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改
正)

第十四条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭
和五十七年法律第八十号)の一部を次のように
改正する。

第二十九條第二項中「第百十五條の三十八第
一項」を「第百十五條の四十四第一項」に改め
る。

(介護保険法施行法の一部改正)

第十五条 介護保険法施行法(平成九年法律第百
二十四号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項及び第三項中「第百十五條の
二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」
に改める。

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する
支援等に関する法律の一部改正)

第十六条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に
対する支援等に関する法律(平成十七年法律第
百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第五項第一号中「第百十五條の二十九
第一項」を「第百十五條の四十五第一項」に改
める。

第十二條第一項中「第百十五條の三十九第二
項」を「第百十五條の四十五第二項」に改める。

第十八條中「第百十五條の三十九第三項」を
「第百十五條の四十五第三項」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改
正)

第十七条 健康保険法等の一部を改正する法律
(平成十八年法律第八十三号)の一部を次のよ
うに改正する。

第二十六條のうち、介護保険法第七十二條第
一項の改正規定中「第百十五條の二十九第六項」
を「第百十五條の三十五第六項」に改め、同法
第七十八條の九第七号の改正規定中「第七十八

條の九第七号」を「第七十八條の十第七号」に
改め、同法第九十四條第三項第七号の改正規定
中「第九十四條第三項第七号」を「第百十五條」
に改め、同法第五節第五節第三條の改定を削り、
第百二條から第百十五條までを改める改正規定
の次に次の改正規定を加える。

第百十五條の三十二第二項中「介護老人
保健施設及び指定介護療養型医療施設」と及
び「介護老人保健施設」に改め、「第百十五條第
五項」を削る。

第二十六條のうち介護保険法第百十五條の二
十九第一項の改正規定中「第百十五條の二十九
第一項中「介護老人保健施設及び指定介護療
養型医療施設」を「及び介護老人保健施設」に
改め、これを「第百十五條の三十五第一項中」に改
める。

厚生労働大臣 舛添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案

《 読替表：所得税関係 》

平成23年2月25日

財務省主税局税制第一課所得税係

新租税特別措置法施行令第四条の二第四項の規定による所得税法第二百一十一条第一項及び第三項の読替表

読 替 後

読 替 前

(確定所得申告を要しない場合)

第二百一十一条 その年において給与所得を有する居住者で、その年中に支払を受けるべき第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(以下この項において「給与等」という。)の金額が二十万円以下であるものは、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税総所得金額(上場株式等に係る課税配当所得の金額及び課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。ただし、不動産その他の資産をその給与所得に係る給与等の支払者の事業の用に供することによりその対価の支払を受ける場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

(確定所得申告を要しない場合)

第二百一十一条 その年において給与所得を有する居住者で、その年中に支払を受けるべき第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(以下この項において「給与等」という。)の金額が二十万円以下であるものは、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税総所得金額(及び課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。ただし、不動産その他の資産をその給与所得に係る給与等の支払者の事業の用に供することによりその対価の支払を受ける場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

- 一 一の給与等の支払者から給与等の支払を受け、かつ、当該給与等の全部について第八十三条(給与所得に係る源泉徴収義務)又は第九十条(年末調整)の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合において、その年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額(以下この項において「給与所得及び退職所得以外の所得金額」という。)が二十万円以下であるとき。

二 二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受け、かつ、当該給与等の全部について第八十三条又は第九十条の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合において、イ又はロに該当するとき。

イ 第九十五条第一項(従たる給与についての扶養控除等申告書)に規定する従たる給与等の支払者から支払を受けるその年分の給与所得に係る給与等の金額とその年分の給与所得及び退職所得以外の所得金額との合計額が二十万円以下であるとき。

ロ イに該当する場合を除き、その年分の給与所得に係る給与等の金額が百五十万円と社会保険料控除の額、小規模企業共済等掛金控除の額、生命保険料控除の額、地震保険料控除の額、障害者控除の額、寡婦(寡夫)控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、配偶者特別控除の額及び扶養控除の額との合計額以下で、かつ、その年分の給与所得及び退職所得以外の所得金額が二十万円以下であるとき。

2 その年において退職所得を有する居住者は、次の各号のいずれかに該当する場

2 同上

二 同上

イ 同上

ロ 同上

新租税特別措置法施行令第二十六條の二十三第五項の規定による所得税法第二百一十條第一項及び第三項の読替表

読 替 後

(確定所得申告)

第二百一十條 居住者は、その年分の総所得金額、租税特別措置法第四十一條の第十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が第二章第四節(所得控除)の規定による雑損控除その他の控除の額の合計額を超える場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七條第二項(所得控除の順序)の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九條(税率)の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときは、第二百一十三條第一項(確定損失申告)の規定による申告書を提出する場合を除き、第三期(その年の翌年二月十六日から三月十五日までの期間をいう。以下この節において同じ。)において、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

- 一 十一 省略
- 二 六 省略

読 替 前

(確定所得申告)

第二百一十條 居住者は、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が第二章第四節(所得控除)の規定による雑損控除その他の控除の額の合計額を超える場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七條第二項(所得控除の順序)の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九條(税率)の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときは、第二百一十三條第一項(確定損失申告)の規定による申告書を提出する場合を除き、第三期(その年の翌年二月十六日から三月十五日までの期間をいう。以下この節において同じ。)において、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

- 一 十一 省略
- 二 六 同上

新租税特別措置法施行令第二十六條の二十三第五項の規定による所得税法第二百一十一條第一項及び第三項の読替表

読 替 後

(確定所得申告を要しない場合)

第二百一十一條 その年において給与所得を有する居住者で、その年中に支払を受けるべき第二十八條第一項(給与所得)に規定する給与等(以下この項において「給与等」という。)の金額が二十万円以下であるものは、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税総所得金額(先物取引に係る課税雑所得等の金額及び課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。ただし、不動産その他の資産をその給与所得に係る給与等の支払者の事業の用に供することによりその対価の支払を受ける場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

- 一 一の給与等の支払者から給与等の支払を受け、かつ、当該給与等の全部について第八十三條(給与所得に係る源泉徴収義務)又は第九十條(年末調整)の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合において、その年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額(以下この項において「給与所得及び退職所得以外の所得金額」という。)が二十万円以下であるとき。

二 二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受け、かつ、当該給与等の全部について第八十三條又は第九十條の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合において、イ又はロに該当するとき。

イ 第九十五條第一項(従たる給与についての扶養控除等申告書)に規定する従たる給与等の支払者から支払を受けるその年分の給与所得に係る給与等の金額とその年分の給与所得及び退職所得以外の所得金額との合計額が二十万円以下であるとき。

ロ イに該当する場合を除き、その年分の給与所得に係る給与等の金額が百五十万円と社会保険料控除の額、小規模企業共済等掛金控除の額、生命保険料控除の額、地震保険料控除の額、障害者控除の額、寡婦(寡夫)控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、配偶者特別控除の額及び扶養控除の額との合計額以下で、かつ、その年分の給与所得及び退職所得以外の所得金額が二十万円以下であるとき。

2 その年において退職所得を有する居住者は、次の各号のいずれかに該当する場

読 替 前

(確定所得申告を要しない場合)

第二百一十一條 その年において給与所得を有する居住者で、その年中に支払を受けるべき第二十八條第一項(給与所得)に規定する給与等(以下この項において「給与等」という。)の金額が二十万円以下であるものは、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税総所得金額及び課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。ただし、不動産その他の資産をその給与所得に係る給与等の支払者の事業の用に供することによりその対価の支払を受ける場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

一 同上

二 同上

イ 同上

ロ 同上

2 同上

合には、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税退職所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。

一 その年分の退職所得に係る第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等（以下この項において「退職手当等」という。）の全部について第九十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）及び第二百一条第一項（退職所得に係る源泉徴収税額）の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合

二 前号に該当する場合を除き、その年分の課税退職所得金額につき第八十九条（税率）の規定を適用して計算した所得税の額がその年分の退職所得に係る退職手当等につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額以下である場合

3 その年において第三十五条第三項（雑所得）に規定する公的年金等（以下この条において「公的年金等」という。）に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が四百万円以下であるものが、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいう。）が二十万円以下であるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額又は課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。

一同上

二同上

3 その年において第三十五条第三項（雑所得）に規定する公的年金等（以下この条において「公的年金等」という。）に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が四百万円以下であるものが、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいう。）が二十万円以下であるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税総所得金額又は課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。

新租税特別措置法施行令第二十六条の二十三第五項の規定による所得税法第百五十九条第四項第二号ロの読替表

読 替 後

(更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付)

第百五十九条 省 略

2 省 略

3 省 略

4 第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項(還付加算金)の期間は、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日(同日後に納付された前項に規定する源泉徴収税額に係る還付金については、その納付の日)の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

一 第一項の規定による還付金 同項の決定の日

二 第二項の規定による還付金 同項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日(当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日)

イ 更正の請求に基づき更正(当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。イにおいて同じ。) 当該請求の日の翌日以後二月を経過する日と当該請求に基づき更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

ロ 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定に係る更正(当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。更正の請求に基づき更正及びその年分の総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。) 当該決定の日

5・6 省 略

読 替 前

(更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付)

第百五十九条 同 上

2 同 上

3 同 上

4 同 上

一 同 上

二 同 上

イ 同 上

ロ 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定に係る更正(当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。更正の請求に基づき更正及びその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。) 当該決定の日

5・6 同 上

新租税特別措置法施行令第二十六条の二十三第五項の規定による所得税法第六十条第四項第二号イ(2)の読替表

読 替 後

読 替 前

(更正等又は決定による予納税額の還付)

第六十条 居住者の各年分の所得税につき国税に係る共通的手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条(決定)の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第二百一十条第一項第八号(予納税額の控除不足額)又は第二百一十三条第二項第八号(予納税額)に掲げる金額があるときは、税務署長は、その者に対し、当該金額に相当するこれらの規定に規定する予納税額(以下この条において「予納税額」という。)を還付する。

2 居住者の各年分の所得税につき更正等があつた場合において、その更正等により第二百一十条第一項第八号又は第二百一十三条第二項第八号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その者に対し、その増加した部分の金額に相当する予納税額を還付する。

3 税務署長は、前二項の規定による還付金の還付をする場合において、これらの規定に規定する年分の予納税額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、これらの規定により還付される予納税額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額をあわせて還付する。

4 第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項(還付加算金)の期間は、第一項又は第二項の規定により還付すべき予納税額の納付の日(その予納税額がその納期限前に納付された場合には、その納期限)の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日。第二号ロにおいて「充当日」という。)までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。

- 一 第一項の規定による還付金 その年分の所得税に係る確定申告期限(その確定申告期限後にその予納税額が納付された場合には、その納付の日)の翌日から同項の決定の日までの日数
- 二 第二項の規定による還付金 その年分の所得税に係る確定申告期限(その確定申告期限後にその予納税額が納付された場合には、その納付の日)の翌日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの日数

(更正等又は決定による予納税額の還付)

第六十条 同 上

2 同 上

3 同 上

4 同 上

一 同 上

二 同 上

イ 第二項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

(1) 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。（1）において同じ。）

当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

(2) 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及びその年分の総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。） 当該決定の日

ロ その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日

5 第一項又は第二項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた予納税額に係る年分の所得税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の所得税については、延滞税を免除するものとする。

6 第三項の規定による還付金については、還付加算金は、付さない。

7 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

イ 同上

(1) 同上

(2) 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及びその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。） 当該決定の日

ロ 同上

5 同上

6 同上

7 同上

新租税特別措置法施行令第二十六条の二十二第十二項の規定による国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四條の二の附置表

読 替 後

(当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権)

第七十四條の二 国税庁、国税局若しくは税務署(以下「国税庁等」という。)(又は税関の当該職員(税関の当該職員にあつては、消費税に関する調査を行う場合に限り。))は、所得税、法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件(税関の当該職員が行う調査にあつては、課税貨物(消費税法第二十一条第一号(定義)に規定する課税貨物をいう。第四号イにおいて同じ。))又はその帳簿書類その他の物件とする。))を検査し、又は当該物件(その写しを含む。次条から第七十四條の六まで(当該職員の質問検査権)において同じ。))の提示若しくは提出を求めることができる。

一 所得税に関する調査 次に掲げる者

- イ 所得税法の規定による所得税の納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者又は同法第二百二十三条第一項(確定損失申告)、第二百二十五条第三項(年の中途で死亡した場合の確定申告)、第二百二十七条第三項(年の中途で出国をする場合の確定申告)若しくは租税特別措置法第四十一条の十五第五項(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)において準用する所得税法第二百二十三条第一項(先物取引の差金等決済の損失に係る確定損失申告書)(これらの規定を同法第六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。))の規定による申告書を提出した者
- ロ 所得税法第二百二十五条第一項(支払調書)に規定する調書、同法第二百二十六条第一項から第三項まで(源泉徴収票)に規定する源泉徴収票又は同法第二百二十七条から第二百二十八条の三まで(信託の計算書等)に規定する計算書若しくは調書を提出する義務がある者

ハ イに掲げる者に金銭若しくは物品の給付をする義務があつたと認められる者若しくは当該義務があると認められる者又はイに掲げる者から金銭若しくは物品の給付を受ける権利があつたと認められる者若しくは当該権利があると認められる者

二 四 省 略

2 4 省 略

読 替 前

(当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権)

第七十四條の二 同 上

一 同 上

- イ 所得税法の規定による所得税の納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者又は同法第二百二十三条第一項(確定損失申告)、第二百二十五条第三項(年の中途で死亡した場合の確定申告)若しくは第二百二十七条第三項(年の中途で出国をする場合の確定申告)(これらの規定を同法第六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。))の規定による申告書を提出した者

ロ 同 上

ハ 同 上

二 四 同 上

2 4 同 上

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行に伴い、並びに同法附則及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条」を「第五十五条」に改める。

本則（第三十九条の十二の二）^{（第四項）}第三十九条の百十二の二^{（第四項）}第四十条の八及び第四十条の八の二^{（第五項）}を除く。

中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。
^{（第一条の三）}「この節」の下に「（^{（第二十九条の三十六）}を添く。）^{（）}を加える。

第二条の九第二項中「債券」の下に「（第二条の三十六第一項第二号において「旧法債券」という。）
「を、「みなされたもの」の下に「（第二条の三十六第一項第二号において「旧商工債」という。）
」を加える。

第二条の三十六を第二条の三十七とし、第二条の三十五の次に次の一条を加える。

四号」に改め、同条第二十七項中「第三項、第七項」を「第四項、第八項」に改める。

第二十六条の八第三項中「事務所、事業所その他これらに準ずるもの」を「事務所等」に改める。

第二十六条の十一第一項中「同条第九項第一号から第八号までに掲げる国債で」を削り、「該当するもの」を「該当する国債」に改める。

㉞ 第二十六条の十六第一号中「同項第一号から第八号までに掲げるもの」を「同項第一号から第十号までに掲げるもの」に、「第五條の二第五項第四号」を「第五條の二第七項第四号」に改める。

第二十六条の十八の二第二項中「第五條の二第五項第四号」を「第五條の二第七項第四号」に、「第四十一條の十二第九項第一号から第八号までに掲げる国債で同項」を「第四十一條の十二第九項」に、「該当するもの」を「該当する国債」に改める。

第二十六条の二十一中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律施行令第三十條の三の規定は、法第四十一條の十二第二十五項の規定による物件の留置きを行う場合について準用する。

第二十六条の二十三第二項中「金融商品取引法第二條第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引（

附 則

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令(以下「新令」という。)
第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成二十三年分以後の所得税について適用し、平成二十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例に関する経過措置)

第三条 新令第四条の六の二第十二項の規定は、同項に規定する大口株主等が平成二十三年十月一日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号。以下「改正法」という。)
第二十条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)
第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等について適用し、第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令(以下「旧令」という。)
第四条の六の二第十二項に規定する大口株主等が同日前に支払を受けるべき改正法第二十条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)
第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行に伴い、並びに同法附

則及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条」を「第五十五条」に改める。

本則（第三十九条の十二の二）^{（第四項）}第三十九条の百十二の二^{（第四項）}第四十条の八^{（第三項）}及び第四十条の八の二^{（第四項）}を除く。

中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。
^{（第一條の三）}「この節」の下に「^{（第二條の三十六）}」を加える。

第二条の九第二項中「債券」の下に「（第二条の三十六第一項第二号において「旧法債券」という。）

」を、「みなされたもの」の下に「（第二条の三十六第一項第二号において「旧商工債」という。）」を加える。

第二条の三十六を第二条の三十七とし、第二条の三十五の次に次の一条を加える。

四号」に改め、同条第二十七項中「第三項、第七項」を「第四項、第八項」に改める。

第二十六条の八第三項中「事務所、事業所その他これらに準ずるもの」を「事務所等」に改める。

第二十六条の十一第一項中「同条第九項第一号から第八号までに掲げる国債で」を削り、「該当するもの」を「該当する国債」に改める。

第二十六条の十六第一号中「同項第一号から第八号まで」を「同項第十号」に、「第五條の二第五項第四号」を「第五條の二第七項第四号」に改める。

第二十六条の十八の二第二項中「第五條の二第五項第四号」を「第五條の二第七項第四号」に、「第四十一條の十二第九項第一号から第八号までに掲げる国債で同項」を「第四十一條の十二第九項」に、「該当するもの」を「該当する国債」に改める。

第二十六条の二十一中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律施行令第三十條の三の規定は、法

第四十一條の十二第二十五項の規定による物件の留置を拒む場合について準用する。

第二十六條の二十三第二項中「金融商品取引法第二條第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引」

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令(以下「新令」という。)
第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成二十三年分以後の所得税について適用し、平成二十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例に関する経過措置)

第三条 新令第四条の六の二第十二項の規定は、同項に規定する大口株主等が平成二十三年十月一日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号。以下「改正法」という。)
第二十條の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)
第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等について適用し、第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令(以下「旧令」という。)
第四条の六の二第十二項に規定する大口株主等が同日前に支払を受けるべき改正法第二十條の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)
第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

別紙
68-2-68-10

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案

《 案文：所得税関係 》

[見え消し版]

平成23年3月9日

財務省主税局税制第一課所得税係

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行に伴い、並びに同法附

則及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則及び
所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則

第一条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第五十五条」を「第五十五条」に改める。

本則（第三十九条の十二の二）^{（オ四項）}、第三十九条の百十二の二^{（オ四項）}、第四十条の八及び第四十条の八の二^{（オ五項）}を除く。

（中）「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。
（オ一条の三中）「この節」の下に「（オ三条の三十六を除く。）」を加える。

第二条の九第二項中「債券」の下に「（第二条の三十六第一項第二号において「旧法債券」という。）

」を、「みなされたもの」の下に「（第二条の三十六第一項第二号において「旧商工債」という。）」を

加える。

第二条の三十六を第二条の三十七とし、第二条の三十五の次に次の一条を加える。

四号」に改め、同条第二十七項中「第三項、第七項」を「第四項、第八項」に改める。

第二十六条の八第三項中「事務所、事業所その他これらに準ずるもの」を「事務所等」に改める。

第二十六条の十一第一項中「同条第九項第一号から第八号までに掲げる国債で」を削り、「該当するもの」を「該当する国債」に改める。

第二十六条の十六第一号中「同項第一号から第八号までに掲げるもの」を「同項第十号」に、「第五条の二第五項第四号」を「第五条の二第七項第四号」に改める。

第二十六条の十八の二第二項中「第五条の二第五項第四号」を「第五条の二第七項第四号」に、「第四十一条の十二第九項第一号から第八号までに掲げる国債で同項」を「第四十一条の十二第九項」に、「該当するもの」を「該当する国債」に改める。

第二十六条の二十一中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とし、^{同条}同項の次に次の一項を加える。

7 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律施行令第三十条の三の規定は、法

第四十一条の十二第二十五項の規定による^り物件の^を留置^めを^も行^はず^る場合について準用する。

第二十六条の二十三第二項中「金融商品取引法第二条第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引」

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中租税特別措置法施行令第四条の六の二第十二項の改正規定及び附則第三条の規定 平成二十

三年十月一日

次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中租税特別措置法施行令第四条の二の改正規定（同条第四項の表中「第二百一十一条第一項」の

下に「及び第三項」を加える部分を除く。）、同令第四条の七の二の改正規定、同令第十二条の改正規

定（同条第十三項第一号に係る部分を除く。）、同令第十二条の二（見出しを含む。）の改正規定、同

令第十九条第二十三項の表の改正規定（「第二百一十一条第一項」の下に「及び第三項」を加える部分を

除く。）、同令第十九条の三の改正規定（同条第三項、第四項及び第七項に係る部分並びに同条第二十

五項中「非居住者」とあるのは「個人」とし）を「非居住者（第六十四条第一項第一号から第三号ま

で（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者をいう。以下この項において同じ。）」とあるの

は「個人」とし」に改める部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定（同条第十八項に係る部分に限る。）、同令第二十条第三項の表の改正規定（同表の第百二十一條第一項の項の次に次のように（同令第二十二條第一項の改正規定、同令第二十三條の八や二十九條の改正規定、）加える部分を除く。）、同令第二十五条の八の改正規定（同条第十三項の表中「第百二十一條第一項」

の下に「及び第三項」を加える部分を除く。）、同令第二十五条の十の十の改正規定、同令第二十五条の十の十二の改正規定（「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める部分に限る。）、同令第二

十五条の十一の二の改正規定（同条第十九項第八号に係る部分を除く。）、同令第二十五条の十二の二の改正規定（同条第二十一項第八号に係る部分を除く。）、同令第二十六条の二十一の改正規定、同令

第二十六条の二十三の改正規定（同条第五項の表中「第百二十一条第一項」の下に「及び第三項」を加える部分を除く。）、同令第二十六条の二十六の改正規定（同条第十項第八号に係る部分を除く。）及

び同令第二十七条の三の改正規定 平成二十四年一月一日

口 第二条の規定

（同令第二十五條の十三の四第一項の改正規定）

三 第一条中租税特別措置法施行令第二十五条の十三の改正規定及び同令第二十五条の十三の七の改正規

定並びに附則第十四条の規定 平成二十六年一月一日

四 第一条中租税特別措置法施行令第六条の七の改正規定（同条第七項に係る部分を除く。）、．．．の

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案

《 案文：所得税関係 》

[見え消し版]

平成23年3月10日

財務省主税局税制第一課所得税係

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中租税特別措置法施行令第四条の六の二第十二項の改正規定及び附則第三条の規定 平成二十

三年十月一日

▽ 二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中租税特別措置法施行令第四条の二の改正規定（同条第四項の表中「第二百二十一条第一項」の

下に「及び第三項」を加える部分を除く。）、同令第四条の七の二の改正規定、同令第十二条の改正規定（同条第十三項第一号に係る部分を除く。）、同令第十二条の二（見出しを含む。）の改正規定、同令第十九条第二十三項の表の改正規定（「第二百二十一条第一項」の下に「及び第三項」を加える部分を除く。）、同令第十九条の三の改正規定（同条第三項、第四項及び第七項に係る部分並びに同条第二十五項中「非居住者」とあるのは「個人」とし）を「非居住者（第六十四条第一項第一号から第三号まで（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者をいう。以下この項において同じ。）」とあるの

は「個人」とし」に改める部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定（同条第十八項に係る部分に限る。）、^{（中三）}同令第二十条第三項の表の改正規定（同表の第百二十一條第一項の項の次に次のように（同令第二十条第一項の改正規定、同令第二十一条の八の改正規定、同令第二十一条の改正規定））
加える部分を除く。）、同令第二十五条の八の改正規定（同条第十三項の表中「第百二十一條第一項」

の下に「及び第三項」を加える部分を除く。）、同令第二十五条の十の十の改正規定、同令第二十五条の十の十二の改正規定（「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める部分に限る。）、同令第二十五条の十一の二の改正規定（同条第十九項第八号に係る部分を除く。）、^{（同令第二十五条の十一の二の改正規定）}同令第二十五条の十二の二の改正規定（同条第二十一項第八号に係る部分を除く。）、同令第二十六条の二十一の改正規定、同令

第二十六条の二十三の改正規定（同条第五項の表中「第百二十一條第一項」の下に「及び第三項」を加える部分を除く。）、同令第二十六条の二十六の改正規定（同条第十項第八号に係る部分を除く。）及

び同令第二十七条の三の改正規定 ^{（同令第二十五条の十一の四の第二項の改正規定）}
口 ^{（同令第二十五条の十一の四の第二項の改正規定）} ~~第二條の根拠~~

三 第一条中租税特別措置法施行令第二十五条の十三の改正規定及び同令第二十五条の十三の七の改正規定並びに附則第十四条の規定 平成二十六年一月一日

四 第一条中租税特別措置法施行令第六条の七の改正規定（同条第七項に係る部分を除く。）

中租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第二十六条第二項の表第二十六條第一項及び第二項の項及び第二十八條第四項の表第二十六條第一項及び第二項の項の改正規定

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案

《 新旧対照表：所得税関係 》

[見え消し版]

平成23年3月10日

財務省主税局税制第一課所得税係

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中租税特別措置法施行令第四条の六の二第十二項の改正規定及び附則第三条の規定 平成二十

三年十月一日

9 V 二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中租税特別措置法施行令第四条の二の改正規定(同条第四項の表中「第二百二十一条第一項」の

下に「及び第三項」を加える部分を除く。)、同令第四条の七の二の改正規定、同令第十二条の改正規

定(同条第十三項第一号に係る部分を除く。)、同令第十二条の二(見出しを含む。)の改正規定、同

令第十九条第二十三項の表の改正規定(「第二百二十一条第一項」の下に「及び第三項」を加える部分を

除く。)、同令第十九条の三の改正規定(同条第三項、第四項及び第七項に係る部分並びに同条第二十

五項中「非居住者」とあるのは「個人」とし)を「非居住者(第六十四條第一項第一号から第三号ま

で(非居住者に対する課税の方法)に掲げる非居住者をいう。以下この項において同じ。)」とあるの

は「個人」とし」に改める部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定（同条第十八項に係る部分に限る。）、同令第二十条第三項の表の改正規定（同表の第二百一十一条第一項の項の次に次のように（同令第二十条第二項の改正規定、同令第二十条の八の改正規定）
加える部分を除く。）、同令第二十五条の八の改正規定（同条第十三項の表中「第二百一十一条第一項」

の下に「及び第三項」を加える部分を除く。）、同令第二十五条の十の十の改正規定、同令第二十五条の十の十二の改正規定（「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める部分に限る。）、同令第二十五条の十一の二の改正規定（同条第十九項第八号に係る部分を除く。）、同令第二十五条の十二の二の改正規定（同条第二十一項第八号に係る部分を除く。）、同令第二十六条の二十一の改正規定、同令

第二十六条の二十二の改正規定（同条第五項の表中「第二百一十一条第一項」の下に「及び第三項」を加える部分を除く。）、同令第二十六条の二十六の改正規定（同条第十項第八号に係る部分を除く。）及び

同令第二十七条の三の改正規定 平成二十四年十月十日
同令第二十五条の十三の四の第二項の改正規定

第一条中租税特別措置法施行令第二十五条の十三の改正規定及び同令第二十五条の十三の七の改正規定並びに附則第十四条の規定 平成二十六年一月一日

四 第一条中租税特別措置法施行令第六条の七の改正規定（同条第七項に係る部分を除く。）

中租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第二十六条第二項の表第二百六十二条第一項及び第二項の項及び第二十八条第四項の表第二百六十二条第一項及び第二項の項の改正規定

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行に伴い、並びに同法附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則の規定に基づき、並びに租税特別措置法を実施するため、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例（第三十六条）

第四節 協同組合の課税の特例（第三十七条）

目次中

第四節の二 認定農業者生産法人等の課税の特例（第三十七条の二・第三十七条の三）

第四節の三 交際費等の課税の特例（第三十七条の四・第三十七条の五）

を ↑

の」を「該当する国債」に改める。

第二十六条の十六第一号中「で同項第一号から第八号までに掲げるもの」を「に該当する国債」に、「第五条の二第五項第四号」を「第五条の二第七項第四号」に改める。

第二十六条の十八第九項中「第五条の二第十一項」を「第五条の二第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「(同条第十二項)」を「(同条第十四項)」に、「第五条の二第十二項」を「第五条の二第十四項」に改める。

第二十六条の十八の二第二項中「第五条の二第五項第四号」を「第五条の二第七項第四号」に、「第四十一条の十二第九項第一号から第八号までに掲げる国債で同項」を「第四十一条の十二第九項」に、「該当するもの」を「該当する国債」に改める。

第二十六条の二十一中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とし、同条に次の一項を加える。

7 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律施行令第三十条の三の規定は、法第四十一条の十二第二十五項の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第二十六条の二十三第二項中「金融商品取引法第二条第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引(

同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するものに限る。)のうち」を削り、同条第五項の表中「第百二十一条第一項」の下に「及び第三項」を、「第百五十五条」の下に「、第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ(2)」を加える。

第二十六条の二十二第一項中「第二条第二項第十九号」を「第二条第二項第十八号」に改める。

第二十六条の二十六第九項中「第百五十五条」の下に「、第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ(2)」を加え、同条第十項第八号中「、同条第二号中「若しくは第八号又は第百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで」とあるのは「又は第八号、第百二十三条第二項第一号又は第五号から第八号までその他財務省令で定める規定」と」を削り、同項第十一号を削り、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 法第四十一条の十五第五項の規定の適用がある場合における国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の二の規定の適用については、同条第一項第一号イ中「若しくは第百二十七条第三項」とあるのは「、第百二十七条第三項」と、「する場合の確定申告」とあるのは「(する場合の確定申告) 若しくは租税特別措置法第四十一条の十五第五項(先物取引の差金等決済に係

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中租税特別措置法施行令第四条の六の二第十二項の改正規定、同令第三十九条の十二第八項の改正規定、同条第十二項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同令第三十九条の百十二第七項の改正規定、同条第十一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同令第四十八条の五の次に三条を加える改正規定及び同令第五十条の二第七項の改正規定並びに附則第三条、第四十四条及び第四十九条（国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第二条第十五号の改正規定中「第八十九条第七項」の下に「、第九十条の三の四第一項」を加える部分に限る。）の規定

平成二十三年十月一日

二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中租税特別措置法施行令第四条の二の改正規定（同条第四項の表中「第二百二十一条第一項」

の下に「及び第三項」を加える部分を除く。）、同令第四条の七の二の改正規定、同令第十二条の改正規定（同条第十三項第一号に係る部分を除く。）、同令第十二条の二（見出しを含む。）の改正規定、同令第十九条第二十三項の表の改正規定（「第二百一十一条第一項」の下に「及び第三項」を加える部分を除く。）、同令第十九条の三の改正規定（同条第三項、第四項及び第七項に係る部分並びに同条第二十五項中「非居住者」とあるのは「個人」とし）を「非居住者（第六十四条第一項第一号から第三号まで（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「個人」とし」に改める部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定（第九条の四第十八項に係る部分に限る。）、同令第二十条第三項の表の改正規定（同表の第二百一十一条第一項の項の次に次のように加える部分を除く。）、同令第二十二條第一項の改正規定、同令第二十二條の八第二十九項第三号の改正規定、同令第二十五条の八の改正規定（同条第十三項の表中「第二百一十一条第一項」の下に「及び第三項」を加える部分を除く。）、同令第二十五条の十の十の改正規定、同令第二十五条の十の十二の改正規定（「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める部分に限る。）、同令第二十五条の十一の二の改正規定（同条第十九項第八号に係る部分を除く。）、同

令第二十五条の十二の二の改正規定（同条第二十一項第八号に係る部分を除く。）、同令第二十六条の八第三項の改正規定、同令第二十六条の二十一の改正規定、同令第二十六条の二十三の改正規定（同条第五項の表中「第二百一十一條第一項」の下に「及び第三項」を加える部分を除く。）、同令第二十六条の二十六の改正規定（同条第十項第八号に係る部分を除く。）、同令第二十七条第一項の改正規定、同令第二十七条の三の改正規定、同令第三十九条の十二第十五項の改正規定、同条第十四項の改正規定（同項を同条第十五項とする部分に限る。）、同条第十三項の改正規定（同項を同条第十四項とする部分に限る。）、同条第十二項の次に一項を加える改正規定、同令第三十九条の百十二第十五項の改正規定、同条第十四項の改正規定、同条第十三項の改正規定（同項を同条第十四項とする部分に限る。）、同条第十二項の改正規定（同項を同条第十三項とする部分に限る。）及び同条第十一項の次に一項を加える改正規定

ロ 第二条中租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第二十六条第二項の表第二百六十二条第一項及び第二項の項及び第二十八條第四項の表第二百六十二条第一項及び第二項の項の改正規定

三 第一条中租税特別措置法施行令第二十五条の十三の改正規定、同令第二十五条の十三の四第二項の改

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令(以下「新令」という。)
第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成二十三年分以後の所得税について適用し、平成二十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例に関する経過措置)

第三条 新令第四条の六の二第十二項の規定は、同項に規定する大口株主等が平成二十三年十月一日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号。以下「改正法」という。)
第二十条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)
第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等について適用し、第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令(以下「旧令」という。)
第四条の六の二第十二項に規定する大口株主等が同日前に支払を受けるべき改正法第二十条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)
第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

(エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

理由

租税特別措置法等の一部改正に伴い、公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除、相続税の物納の特例の対象となる土地に係る風景地保護協定及び地球温暖化対策のための課税の特例等についての細目を定めるとともに、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲の拡充、半島振興対策実施地域等における工業用機械等の特別償却制度の適用期限の延長等を行うほか、所要の規定の整備を図る必要があるからである。

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案（説明要旨）

本政令案は、租税特別措置法等の一部改正に伴い、公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除、相続税の物納の特例の対象となる土地に係る風景地保護協定及び地球温暖化対策のための課税の特例等についての細目を定めるとともに、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲の拡充、半島振興対策実施地域等における工業用機械等の特別償却制度の適用期限の延長等を行うほか、所要の規定の整備を図るものであります。

（参考）本政令案の概要

1 内容

- (1) 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除について、本特例の対象法人となるための要件であるパブリックサポート要件及び情報公開要件等の細目を定める。
- (2) 相続税の物納の特例について、本特例の対象となる土地に係る風景地保護協定の要件の細目を定める。
- (3) 地球温暖化対策のための課税の特例について、特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減の適用を受けるための手続等を定める。
- (4) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、保険会社の株式会社への組織変更により割当てを受けた株式で特別口座に記載等がされることとなったもの等を加える。
- (5) 半島振興対策実施地域等における工業用機械等の特別償却制度について、その適用期限を2年延長する。

2 施行期日

一部を除き、平成23年4月1日。

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案

《 参考資料（１）：所得税関係 》

平成23年3月11日

財務省主税局税制第一課所得税係

先物取引に対する課税関係

【措法41の14、41の15
措令26の23、26の26】

先物取引の種類		差金等決済又は譲渡に係る所得	損失の繰越控除
取引所取引	商品先物取引 (先物取引、オプション取引等)	申告分離課税(雑所得等) 20%(所:15%、住5%)	可 (3年)
	金融デリバティブ (先物取引、オプション取引等)		
	カバードワラント		
店頭取引	商品先物取引 (先物取引、オプション取引等)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> 【現行】 総合課税(雑所得等) 所:5%~40%、住:10% </div> <div style="text-align: center;"> 【改正案】 申告分離課税(雑所得等) 20%(所:15%、住5%) </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> 【現行】 不可 </div> <div style="text-align: center;"> 【改正案】 可 (3年) </div> </div>
	金融デリバティブ (先物取引、オプション取引等)		
	カバードワラント		

(注)カバードワラントとは、対象資産について、一定の期日(権利行使日)に、あらかじめ決められた権利行使価格と決済価格(権利行使日の時価)との間の差金を受け取ることができる権利を証券化した有価証券。

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案

《 読替表（１）：所得税関係 》

平成23年3月11日

財務省主税局税制第一課所得税係

新租税特別措置法施行令第二十六条の二十三第五項の規定による所得税法第二百二十条第一項及び第三項の読替表

読 替 後

読 替 前

(確定所得申告)

第二百二十条 居住者は、その年分の総所得金額、租税特別措置法第四十一条の第十四
第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する先物取引に係る雑所
得等の金額(以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)、退職所得金額
及び山林所得金額の合計額が第二章第四節(所得控除)の規定による雑損控除そ
の他の控除の額の合計額を超える場合において、当該総所得金額、退職所得金額
又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七条第二項(所得控除の順序)
の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額
又は課税山林所得金額とみなして第八十九条(税率)の規定を適用して計算した
場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときは、第二百二十三条第一項
(確定損失申告)の規定による申告書を提出する場合を除き、第三期(その年の
翌年二月十六日から三月十五日までの期間をいう。以下この節において同じ。)
において、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければ
ならない。

一〇十一 省略

216 省略

(確定所得申告)

第二百二十条 居住者は、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の
合計額が第二章第四節(所得控除)の規定による雑損控除その他の控除の額の合
計額を超える場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額か
らこれらの控除の額を第八十七条第二項(所得控除の順序)の規定に準じて控除
した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金
額とみなして第八十九条(税率)の規定を適用して計算した場合の所得税の額の
合計額が配当控除の額を超えるときは、第二百二十三条第一項(確定損失申告)の
規定による申告書を提出する場合を除き、第三期(その年の翌年二月十六日から
三月十五日までの期間をいう。以下この節において同じ。)において、税務署長
に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一〇十一 省略

216 同上

新租税特別措置法施行令第二十六條の二十三第五項の規定による所得税法第二百一十一條第一項及び第三項の読替表

読 替 後

(確定所得申告を要しない場合)

第二百一十一條 その年において給与所得を有する居住者で、その年中に支払を受け、るべき第二十八條第一項(給与所得)に規定する給与等(以下この項において「給与等」という。)の金額が二十万円以下であるものは、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税総所得金額(先物取引に係る課税雑所得等の金額及び課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。ただし、不動産その他の資産をその給与所得に係る給与等の支払者の事業の用に供することによりその対価の支払を受ける場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。)

- 一 一の給与等の支払者から給与等の支払を受け、かつ、当該給与等の全部について第八十三條(給与所得に係る源泉徴収義務)又は第九十條(年末調整)の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合において、その年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額(以下この項において「給与所得及び退職所得以外の所得金額」という。)が二十万円以下であるとき。

二 二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受け、かつ、当該給与等の全部について第八十三條又は第九十條の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合において、イ又はロに該当するとき。

イ 第九十五條第一項(従たる給与についての扶養控除等申告書)に規定する従たる給与等の支払者から支払を受けるその年分の給与所得に係る給与等の金額とその年分の給与所得及び退職所得以外の所得金額との合計額が二十万円以下であるとき。

ロ イに該当する場合を除き、その年分の給与所得に係る給与等の金額が百五十万円と社会保険料控除の額、小規模企業共済等掛金控除の額、生命保険料控除の額、地震保険料控除の額、障害者控除の額、寡婦(寡夫)控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、配偶者特別控除の額及び扶養控除の額との合計額以下で、かつ、その年分の給与所得及び退職所得以外の所得金額が二十万円以下であるとき。

2 その年において退職所得を有する居住者は、次の各号のいずれかに該当する場

読 替 前

(確定所得申告を要しない場合)

第二百一十一條 その年において給与所得を有する居住者で、その年中に支払を受け、るべき第二十八條第一項(給与所得)に規定する給与等(以下この項において「給与等」という。)の金額が二十万円以下であるものは、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税総所得金額(先物取引に係る課税雑所得等の金額及び課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。ただし、不動産その他の資産をその給与所得に係る給与等の支払者の事業の用に供することによりその対価の支払を受ける場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。)

- 一 同上

二 同上

イ 同上

ロ 同上

2 同上

合には、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税退職所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。

一 その年分の退職所得に係る第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等（以下この項において「退職手当等」という。）の全部について第九十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）及び第二百一条第一項（退職所得に係る源泉徴収税額）の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合

二 前号に該当する場合を除き、その年分の課税退職所得金額につき第八十九条（税率）の規定を適用して計算した所得税の額がその年分の退職所得に係る退職手当等につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額以下である場合

3 その年において第三十五条第三項（雑所得）に規定する公的年金等（以下この条において「公的年金等」という。）に係る雑所得を有する居住者で、その年分の公的年金等の収入金額が四百万円以下であるものが、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいう。）が二十万円以下であるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額又は課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。

一同上

二同上

3 その年において第三十五条第三項（雑所得）に規定する公的年金等（以下この条において「公的年金等」という。）に係る雑所得を有する居住者で、その年分の公的年金等の収入金額が四百万円以下であるものが、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいう。）が二十万円以下であるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税総所得金額又は課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。

新租税特別措置法施行令第二十六條の二十三第五項の規定による所得税法第百五十九條第四項第二号口の読替表

読 替 後

読 替 前

(更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付)

第百五十九條 省略

2 省略

3 省略

4 第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八條第一項(還付加算金)の期間は、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日(同日後に納付された前項に規定する源泉徴収税額に係る還付金については、その納付の日)の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

一 第一項の規定による還付金 同項の決定の日

二 第二項の規定による還付金 同項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日(当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日)

イ 更正の請求に基づく更正(当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。イにおいて同じ。) 当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

ロ 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五條の規定による決定に係る更正(当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。更正の請求に基づく更正及びその年分の総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうち含まれていない無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうち含まれていない取り消しすべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。) 当該決定の日

5・6 省略

(更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付)

第百五十九條 同上

2 同上

3 同上

4 同上

一 同上

二 同上

イ 同上

ロ 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五條の規定による決定に係る更正(当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。更正の請求に基づく更正及びその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうち含まれていない無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうち含まれていない取り消しすべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。) 当該決定の日

5・6 同上

新租税特別措置法施行令第二十六条の二十三第五項の規定による所得税法第六十条第四項第二号イ(2)の読替表

読 替 後

読 替 前

(更正等又は決定による予納税額の還付)

第六十条 居住者の各年分の所得税につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条(決定)の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第二百一十条第一項第八号(予納税額の控除不足額)又は第二百一十三条第二項第八号(予納税額)に掲げる金額があるときは、税務署長は、その者に対し、当該金額に相当するこれらの規定に規定する予納税額(以下この条において「予納税額」という。)を還付する。

2 居住者の各年分の所得税につき更正等があつた場合において、その更正等により第二百一十条第一項第八号又は第二百一十三条第二項第八号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その者に対し、その増加した部分の金額に相当する予納税額を還付する。

3 税務署長は、前二項の規定による還付金の還付をする場合において、これらの規定に規定する年分の予納税額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、これらの規定により還付される予納税額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額をあわせて還付する。

4 第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項(還付加算金)の期間は、第一項又は第二項の規定により還付すべき予納税額の納付の日(その予納税額がその納期限前に納付された場合には、その納期限)の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当することに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日。第二号ロにおいて「充当日」という。)までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。

- 一 第一項の規定による還付金 その年分の所得税に係る確定申告期限(その確定申告期限後にその予納税額が納付された場合には、その納付の日)の翌日から同項の決定の日までの日数
- 二 第二項の規定による還付金 その年分の所得税に係る確定申告期限(その確定申告期限後にその予納税額が納付された場合には、その納付の日)の翌日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの日数

(更正等又は決定による予納税額の還付)
第六十条 同上

2 同上

3 同上

4 同上

一 同上

二 同上

イ 第二項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

(1) 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。（1）において同じ。）

当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

(2) 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及びその年分の総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうち含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうち含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。） 当該決定の日

ロ その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日

5 第二項又は第三項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた予納税額に係る年分の所得税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の所得税については、延滞税を免除するものとする。

6 第三項の規定による還付金については、還付加算金は、付さない。

7 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当する場合の方法その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

イ 同上

(1) 同上

(2) 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及びその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうち含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうち含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。） 当該決定の日

ロ 同上

5 同上

6 同上

7 同上

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行に伴い、並びに同法附

則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則の規定に基づき、並びに租税特別措置法を実施するため、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例（第三十六条）」

第四節 協同組合の課税の特例（第三十七条）」

第四節の二 認定農業者生産法人等の課税の特例（第三十七条の二・第三十七条の三）」

第四節の三 交際費等の課税の特例（第三十七条の四・第三十七条の五）」

を ↑

第二十六条の二十三第二項中「金融商品取引法第二条第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引（

（第百二十二条第二項の項）

同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するものに限る。）のうち」を削り、同条第五項の表中「第

百二十一条第一項」の下に「及び第三項」を、「第百五十五条」の下に「、第百五十九条第四項第二号口

、第百六十条第四項第二号イ(2)」を加える。

加え、同表第百二十三条第一項及び第二項第三号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条並びに第二百三十二条の項中

第二十六条の二十六第九項中「第百五十五条」の下に「、第百五十九条第四項第二号口、第百六十条第

四項第二号イ(2)」を加え、同条第十項第八号中「若しくは第八号又は第百三十三条第七

項第十号若しくは第五号から第八号まで」とあるのは「又は第八号、第百三十三条第十項第十号又は第五

号から第八号までその他財務省令で定める規定」とを削り、同項第十一号を削り、同条第十二項を同条

第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 法第四十一条の十五第五項の規定の適用がある場合における国税に係る共通的な手続並びに納税者の

権利及び義務に関する法律第七十四条の二の規定の適用については、同条第一項第一号イ中「若しくは

第百二十七条第三項」とあるのは、「第百二十七条第三項」と、「する場合の確定申告」とあるのは

「する場合の確定申告」若しくは「租税特別措置法第四十一条の十五第五項（先物取引の差金等決済に係

附 則

(施行期日)

公布の日

第一条 この政令は、平成二十三年四月十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

10▽ 一 第一条中租税特別措置法施行令第四条の六の二第十二項の改正規定、~~同令第三十九条の十二第八項の~~改正規定、同条第十二項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同令第三十九条の百十二第七

項の改正規定、同条第十一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同令第四十八条の五の次

に三条を加える改正規定及び同令第五十条の二第七項の改正規定並びに附則第三条、~~第四十四条及び第~~

~~四十九条（国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第二十一条第十五号の~~

~~改正規定中「第八十九條第七項」の下に「第九十條の五の四第十項」を加える部分に限る。の~~規定

平成二十三年十月一日

二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

第四項の表

同表第五十二条第二項の項に係る

イ 第一条中租税特別措置法施行令第四条の二の改正規定（同条第四項の表の「第百二十一条第十項」

の下に「及び第三項」を加える部分を除く。）、同令第四条の七の二の改正規定、同令第十二条の改

正規定（同条第十三項第十号に係る部分を除く。）、同令第十二条の二（見出しを含む。）の改正規

定、同令第十九条第二十三項の表の改正規定（（第百五十五條及び第百三十二條の項））の改正規定、同令第十九条第二十項の下に「及び第三項」を加え

る部分を除く。）、同令第十九条の三の改正規定（同条第三項、第四項及び第七項に係る部分並びに

同条第二十五項中「非居住者」とあるのは「個人」とし）を「非居住者（第百六十四条第一項第一号

から第三号まで（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者をいう。以下この項において同じ

。）とあるのは「個人」とし」に改める部分を除く。）、同条の次に十条を加える改正規定、第十

九条の四第十七項に係る部分に限る。）、同令第二十条第三項の表の改正規定（同表の第百二十一条

第一項の項の次に次のように加える部分を除く。）、同令第二十一条第十項の改正規定、同令第二十

二条の八第二十九項第三号の改正規定、同令第二十五条の八の改正規定（（第十三項の表））の改正規定、同令第二十五条の表の

改正規定、同令第二十五条の十の十の改正規

定、同令第二十五条の十一の十一の改正規定（（第十七項及び第十八項並びに）

）に限る。）、同令第二十五条の十一の二の改正規定（同条第十九項第八号に係る部分を除く。）、同

第二十項

令第二十五条の十二の二の改正規定（同条第二十一項第八号に係る部分を除く。）
同令第二十六条

の八第三項の改正規定、同令第二十六条の二十一の改正規定、同令第二十六条の二十三の改正規定（
第百二十二条第二項の項に係る）

同条第五項の表中「~~第百二十二条第二項~~」の下に「及び第三項」を加える部分を除く。）
同令第二

十六條の二十六の改正規定（同条第十項第八号に係る部分を除く。）
同令第二十七條第一項の改正

規定、同令第二十七條の三の改正規定、同令第三十九條の十二第十五項の改正規定、同条第十四項の

改正規定（同項を同条第十五項とする部分に限る。）
同条第十三項の改正規定（同項を同条第十四

項とする部分に限る。）
同条第十二項の次に一項を加える改正規定、同令第三十九條の百十二第十

五項の改正規定、同条第十四項の改正規定、同条第十三項の改正規定（同項を同条第十四項とする部

分に限る。）
同条第十二項の改正規定（同項を同条第十三項とする部分に限る。）
及び同条第十一

項の次に一項を加える改正規定

ロ 第二条中租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第二十六条第二項の表第二百六十二条第

一項及び第二項の項及び第二十八条第四項の表第二百六十二条第一項及び第二項の項の改正規定

三 第一条中租税特別措置法施行令第二十五条の十三の改正規定、同令第二十五条の十三の四第二項の改

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令(以下「新令」という。)(第二章の規定は、平成二十三年分以後の所得税について適用し、平成二十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例に関する経過措置)

第三条 新令第四条の六の二第十二項の規定は、同項に規定する大口株主等が平成二十三年十月一日以後に

(現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための)

支払を受けるべき^{十七}所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号。以下「改正法」とい

う。)(^{十七}第二十^{十七}条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)(第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等について適用し、第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令(以下「旧令」という。)(第四条の六の二第十二項に規定する大口株主等が同日前に支払を受けるべき改正法第^{十七}条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)(第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

↑(エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

理由

租税特別措置法等の一部改正に伴い、公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除、相続税の物納の特例の対象となる土地に係る風景地保護協定及び地球温暖化対策のための課税の特例等についての細目を定めるとともに、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲の拡充、半島振興対策実施地域等における工業用機械等の特別償却制度の適用期限の延長等を行うほか、所要の規定の整備を図る必要があるからである。

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案

《 新旧対照表（見え消し）：所得税関係 》

平成23年6月12日

財務省主税局税制第一課所得税係

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案新旧対照表

改 正 案

現

行

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第一条 租税特別措置法施行令(昭和三十一年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第一条の二)	
第二章 所得税法の特例	
第一節 利子所得及び配当所得の特例(第一条の三―第五条の二)	
第二節 特別税額控除及び減価償却の特例(第五条の三―第十条)	
第三節 準備金(第十一条―第十三条)	
第四節 鉱業所得の課税の特例(第十四条―第十六条)	
第五節 農業所得の課税の特例(第十六条の二―第十七条)	
第六節 社会保険診療報酬の所得計算の特例(第十八条)	
第七節 事業所得に係るその他の特例(第十八条の二―第十九条)	
第七節の二 給与所得及び退職所得の課税の特例(第十九条の二―第十九条の五)	
第七節の三 山林所得の課税の特例(第十九条の六・第十九条の七)	
第八節 譲渡所得等の課税の特例(第二十条―第二十五条の七の五)	
第八節の二 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等(第二十五条の八―第二十五条の十五)	
第八節の三 その他の譲渡所得等の課税の特例(第二十五条の十六―第二十五条の十八の二)	
第八節の四 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(第二十五条の十九―第二十五条の二十四)	
第八節の五 特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例(第二十五条の三十一)	
第九節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除(第二十六条―第二十六条の五)	
第十節 その他の特例(第二十六条の六―第二十七条の三)	
第三章 法人税法の特例	

目次

第一章 同上	
第二章 同上	
第一節 同上	
第二節 同上	
第三節 同上	
第四節 同上	
第五節 同上	
第六節 同上	
第七節 同上	
第七節の二 同上	
第七節の三 同上	
第八節の四 同上	
第八節の五 同上	
第九節 同上	
第十節 同上	
第三章 同上	

(先物取引に係る雑所得等の金額の計算等)

第二十六条の二十三 法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、その年中の同項に規定する先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定める所得の金額から控除する。

- 一 当該先物取引による事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による譲渡所得の金額及び雑所得の金額
 - 二 当該先物取引による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額
 - 三 当該先物取引による雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による事業所得の金額及び譲渡所得の金額
- 2 法第四十一条の十四第一項第二号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 平成十六年一月一日以後に行う証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)第三条の規定による改正前の証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引、同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引に該当するもの
- 二 平成十七年七月一日以後に行う証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第一条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和六十二年法律第七十七号)第二条第二項に規定する取引所金融先物取引に該当するもの
- 三 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日以後に行う金融商品取引法第二条第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引

3 法第四十一条の十四第一項第三号に規定する政令で定める譲渡は、金融商品取引業者(同号に規定する金融商品取引業者をいう。以下この項において同じ。)への売委託により行う譲渡又は金融商品取引業者に対する譲渡とする。

4 その年において法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得(以下この項において「先物取引に係る雑所得等」という。)を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が確定申告書を提出する場合には、財務省令で定めるところにより、当該先物取引に係る雑所得等の

(先物取引に係る雑所得等の金額の計算等)

第二十六条の二十三 同上

- 一 同上
- 二 同上
- 三 同上

2 法第四十一条の十四第一項第二号に規定する政令で定める取引は、金融商品取引法第二条第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引(同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するものに限る。)のうち次に掲げる取引とする。

- 一 同上
- 二 同上
- 三 同上

- 3 同上
- 4 同上

金額の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。この場合において、所得税法第百二十条第四項の規定の適用については、同項中「事業所得」とあるのは、「事業所得（租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引による事業所得を除く。）とする」とする。

5 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>第百十一条第四項 及び課税山林所得金額 の見積額につき第三章 (税額の計算)</p>	<p>、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額（以下「先物取引に係る課税雑所得等の金額」という。）及び課税山林所得金額の見積額につき第三章（税額の計算）及び同項</p>
<p>第百二十条第一項 額</p>	<p>、その年分の総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）</p>
<p>当該総所得金額</p>	<p>当該総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額</p>
<p>課税総所得金額</p>	<p>課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額</p>
<p>第八十九条（税率）</p>	<p>第八十九条（税率）及び同法</p>

5 同上

同上	同上	同上

第四百一条の十四第一項 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額並びに	第三章（税額の計算）	課税総所得金額	第二百一十二条第一項及び第三項
			総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額
第四百一条の十四第一項 総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額並びに	第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項	課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額	第二百一十二条第一項及び第二項第三号から第五号まで、第二百二十七条第一項及び第二項、第二百五十五条、第四百五十九条第四項第二号ロ、第六百六十条第四項第一号イ(2)並びに第二百三十二条
			総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額

6 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第十一條第二項 総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下「先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
------------------	---

第四百一条の十四第一項 総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額	第三章（税額の計算）	課税総所得金額	第二百一十二条第一項及び第三項
			総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額
第四百一条の十四第一項 総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額並びに	第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項	課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額	第二百一十二条第一項及び第二項第三号から第五号まで、第二百二十七条第一項及び第二項、第二百五十五条並びに第二百三十二条
			総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額

6 同上

同上	同上	同上
同上	同上	同上

第二百六十一条第 二項及び第三項	第二百五十八條第 三項第一号及び第 二号			第二百五十八條第 一項	第十一條の二第二 項、第十七條第五 号、第七十九條 第一号イ及び第二 号イ、第八十條 第二項第一号、第 二百四條第一項第 二号、第二百五條 、第二百十九條第 二項第二号並びに 第二百二十二條第 二項及び第三項
総所得金額	総所得金額	第三章第一節(税率)	課税総所得金額	総所得金額	総所得金額
総所得金額、先物取引に係る 雑所得等の金額	総所得金額、先物取引に係る 雑所得等の金額	第三章第一節(税率)及び同 項	課税総所得金額、租税特別措 置法第四十一條の十四第一項 (先物取引に係る雑所得等の 課税の特例)に規定する先物 取引に係る課税雑所得等の金 額(以下「先物取引に係る課 税雑所得等の金額」という。)	総所得金額、先物取引に係る 雑所得等の金額	金額」という。 総所得金額、先物取引に係る 雑所得等の金額

同上	同上			同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上

		一 号		雑所得等の金額
	課税総所得金額	課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額		
	第二章第一節(税率)	第三章第一節(税率)及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)		
第二百六十六条	課税総所得金額	課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額		
	の規定に準じて	及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)の規定に準じて		

- 7 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条の規定の適用については、同条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。
- 8 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における所得税法第百十二条第一項の規定により提出する申請書の記載に關し必要な事項は、財務省令で定める。

		7 同上		
	同上	同上	同上	
	同上	同上	同上	
	同上	同上	同上	

8 同上

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案

《 新旧対照表（浄書）：所得税関係 》

平成23年6月12日

財務省主税局税制第一課所得税係

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案新旧対照表

改 正 案

現

行

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第一条 租税特別措置法施行令(昭和三十一年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章	総則(第一条・第一条の二)
第二章	所得税法の特例
第一節	利子所得及び配当所得の特例(第一条の三―第五条の二)
第二節	特別税額控除及び減価償却の特例(第五条の三―第十条)
第三節	準備金(第十一条―第十三条)
第四節	鉱業所得の課税の特例(第十四条―第十六条)
第五節	農業所得の課税の特例(第十六条の二―第十七条)
第六節	社会保険診療報酬の所得計算の特例(第十八条)
第七節	事業所得に係るその他の特例(第十八条の二―第十九条)
第七節の二	給与所得及び退職所得の課税の特例(第十九条の二―第十九条の五)
第七節の三	山林所得の課税の特例(第十九条の六・第十九条の七)
第八節	譲渡所得等の課税の特例(第二十条―第二十五条の七の五)
第八節の二	有価証券の譲渡による所得の課税の特例等(第二十五条の八―第二十五条の十五)
第八節の三	その他の譲渡所得等の課税の特例(第二十五条の十六―第二十五条の十八の二)
第八節の四	居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(第二十五条の十九―第二十五条の二十四)
第八節の五	特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例(第二十五条の二十五―第二十五条の三十一)
第九節	住宅借入金等を有する場合の特別税額控除(第二十六条―第二十六条の五)
第十節	その他の特例(第二十六条の六―第二十七条の三)
第三章	法人税法の特例

目次

第一章	同上
第二章	同上
第一節	同上
第二節	同上
第三節	同上
第四節	同上
第五節	同上
第六節	同上
第七節	同上
第七節の二	同上
第七節の三	同上
第八節	同上
第八節の二	同上
第八節の三	同上
第八節の四	同上
第八節の五	同上
第九節	同上
第十節	同上
第三章	同上

(先物取引に係る雑所得等の金額の計算等)

第二十六条の二十三 法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、その年中の同項に規定する先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定める所得の金額から控除する。

- 一 当該先物取引による事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による譲渡所得の金額及び雑所得の金額
 - 二 当該先物取引による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額
 - 三 当該先物取引による雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による事業所得の金額及び譲渡所得の金額
- 2 法第四十一条の十四第一項第二号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 平成十六年一月一日以後に行う証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)第三条の規定による改正前の証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引、同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引に該当するもの
- 二 平成十七年七月一日以後に行う証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第一条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第二項に規定する取引所金融先物取引に該当するもの
- 三 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日以後に行う金融商品取引法第二条第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引

3 法第四十一条の十四第一項第三号に規定する政令で定める譲渡は、金融商品取引業者(同号に規定する金融商品取引業者をいう。以下この項において同じ。)(への売委託により行う譲渡又は金融商品取引業者に対する譲渡とする。)

4 その年において法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得(以下この項において「先物取引に係る雑所得等」という。)を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が確定申告書を提出する場合には、財務省令で定めるところにより、当該先物取引に係る雑所得等の

(先物取引に係る雑所得等の金額の計算等)

第二十六条の二十三 同上

- 一 同上
- 二 同上
- 三 同上

2 法第四十一条の十四第一項第二号に規定する政令で定める取引は、金融商品取引法第二条第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引(同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するものに限る。)のうち次に掲げる取引とする。

- 一 同上
- 二 同上
- 三 同上

- 3 同上
- 4 同上

金額の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。この場合において、所得税法第二百二十条第四項の規定の適用については、同項中「事業所得」とあるのは、「事業所得（租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引による事業所得を除く。）」とする。

5 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>第百十一条第四項 及び課税山林所得金額 の見積額につき第三章 (税額の計算)</p>	<p>、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額（以下「先物取引に係る課税雑所得等の金額」という。）及び課税山林所得金額の見積額につき第三章（税額の計算）及び同項</p>
<p>第百二十条第一項 額</p>	<p>、その年分の総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）</p>
<p>当該総所得金額</p>	<p>当該総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額</p>
<p>課税総所得金額</p>	<p>課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額</p>
<p>第八十九条（税率）</p>	<p>第八十九条（税率）及び同法</p>

5 同上

<p>同上</p>	<p>同上</p>

6 法第四十一条の第十四第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>第百二十三条第一項及び第二項第三号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項、第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ(2)並びに第百三十二条</p>	<p>総所得金額</p>	<p>総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額</p>	<p>第百二十一条第一項及び第三項</p>	<p>課税総所得金額</p>	<p>課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額</p>	<p>第三章(税額の計算)</p>	<p>総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額並びに</p>	<p>第三章(税額の計算)及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項</p>	<p>第四十一条の第十四第一項</p>	<p>総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額並びに</p>	<p>総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額並びに</p>
---	--------------	-----------------------------	-----------------------	----------------	---------------------------------	-------------------	--------------------------------	---------------------------------------	---------------------	--------------------------------	---

<p>第十一条第二項</p>	<p>総所得金額</p>	<p>総所得金額、租税特別措置法第四十一条の第十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(以下「先物取引に係る雑所得等の</p>
----------------	--------------	--

6. 同上

<p>第百二十一条第一項</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>第百二十一条第一項</p>	<p>同上</p>							
------------------	-----------	-----------	------------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
-----------	-----------	-----------

第二百六十一条第	第二百五十八條第 三項第一号及び第 二号			第二五十八條第 一項	第十一條の二第二 項、第十七條第五 号、第百七十九條 第一号イ及び第二 号イ、第百八十條 第二項第一号、第 二百四條第一項第 二号、第二百五條 、第二百十九條第 二項第二号並びに 第二百二十二條第 二項及び第三項	
總所得金額	總所得金額	第三章第一節(税率)	課税總所得金額	總所得金額	總所得金額	金額」という。
總所得金額、先物取引に係る	總所得金額、先物取引に係る 雑所得等の金額	第三章第一節(税率)及び同 項	課税總所得金額、租税特別措 置法第四十一條の十四第一項 (先物取引に係る雑所得等の 課税の特例)に規定する先物 取引に係る課税雑所得等の金 額(以下「先物取引に係る課 税雑所得等の金額」という。	總所得金額、先物取引に係る 雑所得等の金額	總所得金額、先物取引に係る 雑所得等の金額	

同上	同上			同上		同上
同上	同上	同上	同上	同上		同上
同上	同上	同上	同上	同上		同上

第二百六十六条		課税総所得金額		雑所得等の金額
		第三章第一節(税率)		
の規定に準じて		課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額		課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額
の規定に準じて		課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額		課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額
の規定に準じて		及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)		及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

- 7 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条の規定の適用については、同条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。
- 8 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における所得税法第百十二条第一項の規定により提出する申請書の記載に関し必要な事項は、財務省令で定める。

7 同上		7 同上	
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

8 同上

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案

《 参考資料（１）：所得税関係 》

平成23年6月12日

財務省主税局税制第一課所得税係

先物取引に対する課税関係

【措法41の14、41の15
措令26の23、26の26】

先物取引の種類		差金等決済又は譲渡に係る所得	損失の繰越控除
取引所取引	商品先物取引 (先物取引、オプション取引等)	申告分離課税(雑所得等) 20%(所:15%、住5%)	可 (3年)
	金融デリバティブ (先物取引、オプション取引等)		
	カバードワラント		
店頭取引	商品先物取引 (先渡取引、オプション取引等)	<p>【現行】 総合課税(雑所得等) 所 5%~40%、住 10%</p> <p>⇒</p> <p>【改正案】 申告分離課税(雑所得等) 20%(所:15%、住5%)</p>	<p>【現行】 不可</p> <p>⇒</p> <p>【改正案】 可 (3年)</p>
	金融デリバティブ (先物取引、オプション取引等)		
	カバードワラント		

(注)カバードワラントとは、対象資産について、一定の期日(権利行使日)に、あらかじめ決められた権利行使価格と決済価格(権利行使日の時価)との間の差金を受け取ることができる権利を証券化した有価証券。

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案

《 読替表：所得税関係 》

平成23年6月12日

財務省主税局税制第一課所得税係

新租税特別措置法施行令第二十六條の二十三第五項の規定による所得税法第二百一十一條第一項及び第三項の読替表

読 替 後

読 替 前

(確定所得申告を要しない場合)

第二百一十一條 その年において給与所得を有する居住者で、その年中に支払を受け
るべき第二十八條第一項(給与所得)に規定する給与等(以下この項において「
給与等」という。)の金額が二千万円以下であるものは、次の各号のいずれかに
該当する場合には、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税総所得金額
先物取引に係る課税雑所得等の金額及び課税山林所得金額に係る所得税につい
ては、同項の規定による申告書を提出することを要しない。ただし、不動産その
他の資産をその給与所得に係る給与等の支払者の事業の用に供することによりそ
の対価の支払を受ける場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

一・二 省略

2 省略

3 その年において第三十五條第三項(雑所得)に規定する公的年金等(以下この
条において「公的年金等」という。)に係る雑所得を有する居住者で、その年中
の公的年金等の収入金額が四百万円以下であるものが、その年分の公的年金等に
係る雑所得以外の所得金額(利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金
額、事業所得の金額、給与所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時
所得の金額及び公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいう。)
が二十万円以下であるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税
総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額又は課税山林所得金額に係る所
得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。

(確定所得申告を要しない場合)

第二百一十一條 その年において給与所得を有する居住者で、その年中に支払を受け
るべき第二十八條第一項(給与所得)に規定する給与等(以下この項において「
給与等」という。)の金額が二千万円以下であるものは、次の各号のいずれかに
該当する場合には、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税総所得金額
及び課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出
することを要しない。ただし、不動産その他の資産をその給与所得に係る給与等
の支払者の事業の用に供することによりその対価の支払を受ける場合その他の政
令で定める場合は、この限りでない。

一・二 同上

2 同上

3 その年において第三十五條第三項(雑所得)に規定する公的年金等(以下この
条において「公的年金等」という。)に係る雑所得を有する居住者で、その年中
の公的年金等の収入金額が四百万円以下であるものが、その年分の公的年金等に
係る雑所得以外の所得金額(利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金
額、事業所得の金額、給与所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時
所得の金額及び公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいう。)
が二十万円以下であるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税
総所得金額又は課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申
告書を提出することを要しない。

新租税特別措置法施行令第二十六条の二十三第五項の規定による所得税法第五十九条第四項第二号口の読替表

読 替 後

(更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付)

第五十九条 省 略

2・3 省 略

4 第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)の期間は、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日(同日後に納付された前項に規定する源泉徴収税額に係る還付金については、その納付の日)の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日(同日前に充當するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

一 第一項の規定による還付金 同項の決定の日

二 第二項の規定による還付金 同項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日

(当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日)

イ 省 略

ロ 国税通則法第二十五条の規定による決定に係る更正(当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づき更正及びその年分の総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていない無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。) 当該決定の日

5・6 省 略

読 替 前

(更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付)

第五十九条 同 上

2・3 同 上

4 同 上

一 同 上

二 同 上

イ 同 上

ロ 国税通則法第二十五条の規定による決定に係る更正(当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づき更正及びその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていない無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。) 当該決定の日

5・6 同 上

新租税特別措置法施行令第二十六条の二十三第五項の規定による所得税法第六十条第四項第二号イ(2)の読替表

読 替 後

(更正等又は決定による予納税額の還付)

第六十条 省 略

2・3 省 略

4 第一項又は第二項の規定による還付金については還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)の期間は、第一項又は第二項の規定により還付すべき予納税額の納付の日(その予納税額がその納期限前に納付された場合には、その納期限)の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日(同日前に充當をするのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日。第二号ロにおいて「充當日」という。)までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。

一 省 略

二 第二項の規定による還付金 その年分の所得税に係る確定申告期限(その確定申告期限後にその予納税額が納付された場合には、その納付の日)の翌日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの日数

イ 第二項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日(当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日)

(1) 省 略

(2) 国税通則法第二十五条の規定による決定に係る更正(当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及びその年分の総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準する政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。) 当該決定の日

ロ 省 略

5・7 省 略

読 替 前

(更正等又は決定による予納税額の還付)

第六十条 同 上

2・3 同 上

4 同 上

一 同 上

二 同 上

イ 同 上

(1) 同 上

(2) 国税通則法第二十五条の規定による決定に係る更正(当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及びその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準する政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。) 当該決定の日

ロ 同 上

5・7 同 上

理由

租税特別措置法等の一部改正に伴い、公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除^{及び}相続税の物納の特例の対象となる土地に係る風景地保護協定及び地球温暖化対策のための課税の特例等についての細目を定めるとともに、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲の拡充、半島振興対策実施地域等における工業用機械等の特別償却制度の適用期限の延長等を行うほか、所要の規定の整備を図る必要があるからである。

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案

《 新旧対照表（見え消し）：所得税関係 》

平成23年6月13日

財務省主税局税制第一課所得税係

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令
現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行に伴い、並びに同法附

則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律

第二十三号）附則及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則の規定に基づき、

並びに租税特別措置法を実施するため、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例（第三十六条）

第四節 協同組合の課税の特例（第三十七条）

第四節の二 認定農業者生産法人等の課税の特例（第三十七条の二）第三十七条の三

第四節の三 交際費等の課税の特例（第三十七条の四）第三十七条の五

目次中

を ↑

第二十六條の二十三第二項中「金融商品取引法第二條第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引」

同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するものに限る。のうちの」を削り、同條第五項の表中「第

百二十一条第一項」の下に「及び第三項」を削り、「第百五十五条」の下に「、第百五十九条第四項第二号口

、第百六十条第四項第二号イ(2)」を加える。

第二十六條の二十六第九項中「第百五十五条」の下に「、第百五十九条第四項第二号口、第百六十条第

四項第二号イ(2)」を加え、同條第十項第八号中「、同條第二号中」若しくは第八号又は第百五十三條第

項第十号若しくは第五号から第八号まで」とあるのは「又は第八号、第百五十三條第二項第一号又は第五

号から第八号までその他財務省令で定める規定」とを削り、同項第十一号を削り、同條第十二項を同條

第十三項とし、同條第十一項の次に次の一項を加える。

12 法第四十一条の十五第五項の規定の適用がある場合における国税に係る共通的な手続並びに納税者の

権利及び義務に関する法律第七十四条の二の規定の適用については、同條第一項第一号イ中「若しくは

第百二十七條第三項」とあるのは、「第百二十七條第三項」と、「する場合の確定申告」とあるのは

「する場合の確定申告」若しくは租税特別措置法第四十一条の十五第五項(先物取引の差金等決済に係

加え、同條第百二十三條第一項及び第二項第三号から第五号まで、第百二十七條第一項及び第二項、第百五十五条並びに第二百三十二條の項中

(第百二十一条第二項の項)

附 則

(施行期日)

公布の日

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中租税特別措置法施行令第四条の六の二第十二項の改正規定、同令第三十九条の十二第八項の改正規定^(及び)同条第廿二項の改正規定^(同項第廿二号に係る部分を除く。)同令第三十九条の百十二第二

項の改正規定^{(同条第廿二項の改正規定^(同項第廿二号に係る部分を除く。)同令第四十八条の五の次}

は廿条を加える改正規定及び同令第五十條の五第七項の改正規定並びに附則第三条^{(同令第四十四條及び第}

四十九條^{(國稅收納金整理資金に関する法律施行令^(昭和二十九年政令第五十七号)第五十條第廿五号の}

改正規定^中第廿九條第七項^{の下に}第廿九條の五の四第廿二項^{を加える部分に限る。}の規定

平成二十三年十月一日

二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

第四項の表

同表第百三十一條第一項の項に係る

イ 第一条中租税特別措置法施行令第四条の二の改正規定^{(同条第四項の表中^{第百三十一條第十項}}

の下に「及び第三項」を加える部分を除く。）、同令第四条の七の二の改正規定（同令第十二条の改

正規定（同条第十三項第十号に係る部分を除く。）、同令第十二条の二（見出しを含む。）の改正規

定、同令第十九条第二十三項の表の改正規定（（第百五十五条及び第百三十二条の項）「第百三十一條第一項」の下に「及び第三項」を加え

る部分を除く。）、同令第十九条の三の改正規定（同条第三項、第四項及び第七項に係る部分並びに

同条第二十五項中「非居住者」とあるのは「個人」とし）を「非居住者（第百六十四条第一項第一号

から第三号まで（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者をいう。以下この項において同じ

。）とあるのは「個人」としに改める部分を除く。）、同条の次に十条を加える改正規定（第十

九条の四第十七項に係る部分に限る。）、同令第二十条第三項の表の改正規定（同表の第百二十一条

第一項の項の次に次のように加える部分を除く。）、同令第二十一条第十項の改正規定、同令第二十

二条の八第二十九項第三号の改正規定、同令第二十五条の八の改正規定（（第十三項の表）同条第廿三項の表中「第百

三十一條第一項」の下に「及び第三項」を加える部分を除く。）、同令第二十五条の十の十の改正規

定（同令第二十五条の十の十一の改正規定（「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める部分

に限る。）、同令第二十五条の十一の二の改正規定（同条第十九項第八号に係る部分を除く。）、同

第三十項

令第二十五条の十二の二の改正規定、同条第二十一項第八号に係る部分を除く。、同令第二十六条

の八第三項の改正規定、同令第二十六条の二十一の改正規定、同令第二十六条の二十三の改正規定（

第百二十二条第一項の項に係る

同条第五項の表中「第百二十一条第十項」の下に「及び第三項」を加える部分を除く。）、同令第二

第九項

十六条の二十六の改正規定、同条第十項第八号に係る部分を除く。）、同令第二十七条第一項の改正

並に

規定、同令第二十七条の三の改正規定、同令第三十九條の廿廿第五項の改正規定、同条第三十四項の

改正規定（同項を同条第三十五項とする部分に限る。）、同条第三十三項の改正規定（同項を同条第三十四

項とする部分に限る。）、同条第三十二項の次に十一項を加える改正規定、同令第三十九條の百廿五第廿

五項の改正規定、同条第三十四項の改正規定、同条第三十三項の改正規定（同項を同条第三十四項とする部

分に限る。）、同条第三十二項の改正規定（同項を同条第三十三項とする部分に限る。）、及び同条第三十

項の次に十一項を加える改正規定

ロ 第二条中租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第二十六条第二項の表第二百六十二条第

一項及び第二項の項及び第二十八条第四項の表第二百六十二条第一項及び第二項の項の改正規定

三 第一条中租税特別措置法施行令第二十五条の十三の改正規定、同令第二十五条の十三の四第二項の改

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令(以下「新令」という。)
第二章の規定は、平成二十三年分以後の所得税について適用し、平成二十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例に関する経過措置)

第三条 新令第四条の六の二第十二項の規定は、同項に規定する大口株主等が平成二十三年十月一日以後に

(現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための)

支払を受けるべき^{十七}所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号。以下「改正法」とい

う。)
第^{十七}十^{十七}条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)
第九条の三の二第一項に

規定する上場株式等の配当等について適用し、第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令(以下

「旧令」という。)
第四条の六の二第十二項に規定する大口株主等が同日前に支払を受けるべき改正法第

十^{十七}条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)
第九条の三の二第一項に規定する

上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

↑(エネルギー) 需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置

理由

租税特別措置法等の一部改正に伴い、公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除、相続税の物納の特例の対象となる土地に係る風景地保護協定及び地球温暖化対策のための課税の特例等についての細目を定めるとともに、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲の拡充、半島振興対策実施地域等における工業用機械等の特別償却制度の適用期限の延長等を行うほか、所要の規定の整備を図る必要があるからである。

及
相続税の

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行に伴い、並びに同法附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則の規定に基づき、並びに租税特別措置法を実施するた
め、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例（第三十六条）」を

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例（第三十六条）」

第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例（第三十六条の二）に、

第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例（第三十六条の三）

に、「該当するもの」を「該当する国債」に改める。

第二十六条の十六第一号中「で同項第一号から第八号までに掲げるもの」を「に該当する国債」に、「第五条の二第五項第四号」を「第五条の二第七項第四号」に改める。

第二十六条の十八第九項中「第五条の二第十一項」を「第五条の二第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「（同条第十二項）を」（同条第十四項）に、「第五条の二第十二項」を「第五条の二第十四項」に改める。

第二十六条の十八の二第二項中「第五条の二第五項第四号」を「第五条の二第七項第四号」に、「第四十一条の十二第九項第一号から第八号までに掲げる国債で同項」を「第四十一条の十二第九項」に、「該当するもの」を「該当する国債」に改める。

第二十六条の二十一中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とする。

第二十六条の二十三第二項中「金融商品取引法第二条第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引（同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するものに限る。）のうち」を削り、同条第五項の表第百二十一條第一項の項中「第百二十一條第一項」の下に「及び第三項」を加え、同表第百二十三條第一項及び

第二項第三号から第五号まで、第二百二十七条第一項及び第二項、第二百五十五条並びに第二百三十二条の項中「第一百五十五条」の下に「、第一百五十九条第四項第二号ロ、第六十条第四項第二号イ(2)」を加える。

第二十六条の二十六第九項中「第一百五十五条」の下に「、第一百五十九条第四項第二号ロ、第六十条第四項第二号イ(2)」を加える。

第二十六条の二十八を第二十六条の二十七の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の所得税額の特別控除)

第二十六条の二十八 法第四十一条の十八の二第二項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額は、法第八条の四第三項第三号、第二十八条の四第五項第二号、第三十一条第三項第三号(法第三十二条第四項において準用する場合を含む。)、第三十七条の第六項第五号(法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。)又は第四十一条の十四第二項第四号の規定の適用がある場合には、これらの規定により読み替えられた所得税法第七十八条第一項第一号に規定する百分の四十に相当する金額とする。

2 法第四十一条の十八の二第二項の規定による控除をすべき金額は、同項に規定するその年分の所得税

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中租税特別措置法施行令第四条の六の二第十二項の改正規定、同令第三十九条の十二の改正規定及び同令第三十九条の百十二の改正規定並びに附則第三条の規定 平成二十三年十月一日

二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中租税特別措置法施行令第四条の二第四項の表の改正規定（同表第二百一十一条第一項の項に係る部分を除く。）、同令第四条の七の二の改正規定、同令第十九条第二十三項の表第一百五十五条及び第二百三十二条の項の改正規定、同令第十九条の三の改正規定（同条第三項、第四項及び第七項に係る部分並びに同条第二十五項中「非居住者」とあるのは「個人」とし）を「非居住者（第百六十四条第一項第一号から第三号まで（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「個人」とし」に改める部分を除く。）、同令第二十条第三項の表

の改正規定（同表第二百一十一条第一項の項の次に次のように加える部分を除く。）、同令第二十五条の八第十三項の表第二百二十七条第一項及び第二項並びに第一百五十五条の項の改正規定、同令第二十五条の十の十の改正規定、同令第二十五条の十一の二第十七項及び第十八項並びに第二十五条の十二の二第二十項の改正規定、同令第二十六条の八第三項の改正規定、同令第二十六条の二十一の改正規定、同令第二十六条の二十三の改正規定（同条第五項の表第二百一十一条第一項の項に係る部分を除く。）、同令第二十六条の二十六第九項の改正規定、同令第二十七条第一項の改正規定並びに同令第二十七条の三の改正規定

ロ 第二条中租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第二十六条第二項の表第二百六十二条第一項及び第二項の項及び第二十八條第四項の表第二百六十二条第一項及び第二項の項の改正規定

三 第一条中租税特別措置法施行令第二十五条の十三の改正規定、同令第二十五条の十三の四第二項の改正規定、同令第二十五条の十三の七の改正規定、同令第二十五条の十四第十五項第七号の改正規定及び同令第二十五条の十四の二第五項第七号の改正規定並びに附則第十一条の規定 平成二十六年一月一日

四 第一条中租税特別措置法施行令第六条の七の改正規定（同条第七項に係る部分を除く。）、同令第二

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（以下「新令」という。）第二章の規定は、平成二十三年分以後の所得税について適用し、平成二十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例に関する経過措置)

第三条 新令第四条の六の二第十二項の規定は、同項に規定する大口株主等が平成二十三年十月一日以後に支払を受けるべき現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。以下「改正法」という。）第十七条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等について適用し、第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧令」という。）第四条の六の二第十二項に規定する大口株主等が同日前に支払を受けるべき改正法第十七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

理由

租税特別措置法等の一部改正に伴い、公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除及び相続税の物納の特例の対象となる土地に係る風景地保護協定等についての細目を定めるとともに、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲の拡充、半島振興対策実施地域等における工業用機械等の特別償却制度の適用期限の延長等を行うほか、所要の規定の整備を図る必要があるからである。

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案

《 新旧対照表（見え消し）：所得税関係 》

平成23年6月14日

財務省主税局税制第一課所得税係

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案新旧対照表

改 正 案

現

行

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第一条 租税特別措置法施行令(昭和三十一年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第一条の二)

第二章 所得税法の特例

第一節 利子所得及び配当所得の特例(第一条の三―第五条の二)

第二節 特別税額控除及び減価償却の特例(第五条の三―第十条)

第三節 準備金(第十一条―第十三条)

第四節 鉱業所得の課税の特例(第十四条―第十六条)

第五節 農業所得の課税の特例(第十六条の二―第十七条)

第六節 社会保険診療報酬の所得計算の特例(第十八条)

第七節 事業所得に係るその他の特例(第十八条の二―第十九条)

第七節の二 給与所得及び退職所得の課税の特例(第十九条の二―第十九条の

五

第七節の三 山林所得の課税の特例(第十九条の六・第十九条の七)

第八節 譲渡所得等の課税の特例(第二十条―第二十五条の七の五)

第八節の二 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等(第二十五条の八―第二十五条の十五)

第八節の三 その他の譲渡所得等の課税の特例(第二十五条の十六―第二十五条の十八の二)

第八節の四 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(第二十五条の十九―第二十五条の二十四)

第八節の五 特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課

税の特例(第二十五条の二十五―第二十五条の三十一)

第九節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除(第二十六条―第二十六条

の五)

第十節 その他の特例(第二十六条の六―第二十七条の三)

第三章 法人税法の特例

第十節 同上

第三章 同上

目次

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

第五節 同上

第六節 同上

第七節 同上

第七節の二 同上

第七節の三 同上

第八節 同上

第八節の二 同上

第八節の三 同上

第八節の四 同上

第八節の五 同上

第九節 同上

第十節 同上

第三章 同上

第十節 同上

第三章 同上

第十節 同上

第三章 同上

第十節 同上

第三章 同上

(先物取引に係る雑所得等の金額の計算等)

第二十六条の二十三 法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、その年中の同項に規定する先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定める所得の金額から控除する。

- 一 当該先物取引による事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による譲渡所得の金額及び雑所得の金額
 - 二 当該先物取引による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額
 - 三 当該先物取引による雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による事業所得の金額及び譲渡所得の金額
- 2 法第四十一条の十四第一項第二号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 平成十六年一月一日以後に行う証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)第三条の規定による改正前の証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引、同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引に該当するもの
- 二 平成十七年七月一日以後に行う証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第一条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第二項に規定する取引所金融先物取引に該当するもの
- 三 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日以後に行う金融商品取引法第二条第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引

3 法第四十一条の十四第一項第三号に規定する政令で定める譲渡は、金融商品取引業者(同号に規定する金融商品取引業者をいう。以下この項において同じ。)への売委託により行う譲渡又は金融商品取引業者に対する譲渡とする。

4 その年において法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得(以下この項において「先物取引に係る雑所得等」という。)を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が確定申告書を提出する場合には、財務省令で定めるところにより、当該先物取引に係る雑所得等の

(先物取引に係る雑所得等の金額の計算等)

第二十六条の二十三 同上

- 一 同上
- 二 同上
- 三 同上

2 法第四十一条の十四第一項第二号に規定する政令で定める取引は、金融商品取引法第二条第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引(同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するものに限る。)(のうち次に掲げる取引とする。

- 一 同上
- 二 同上
- 三 同上
- 4 同上

金額の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。この場合において、所得税法第百二十条第四項の規定の適用については、同項中「事業所得」とあるのは、「事業所得（租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引による事業所得を除く。）」とする。

5 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>第百十一条第四項 及び課税山林所得金額 の見積額につき第三章 (税額の計算)</p>	<p>租税特別措置法第四十一条 の十四第一項（先物取引に係 る雑所得等の課税の特例）に 規定する先物取引に係る課税 雑所得等の金額（以下「先物 取引に係る課税雑所得等の金 額」という。）及び課税山林 所得金額の見積額につき第三 章（税額の計算）及び同項</p>	<p>第百二十条第一項 額</p>	<p>その年分の総所得金額、租 税特別措置法第四十一条の十 四第一項（先物取引に係る雑 所得等の課税の特例）に規定 する先物取引に係る雑所得等 の金額（以下「先物取引に係 る雑所得等の金額」という。）</p>	<p>当該総所得金額</p>	<p>当該総所得金額、先物取引に 係る雑所得等の金額</p>	<p>課税総所得金額</p>	<p>課税総所得金額、先物取引に 係る課税雑所得等の金額</p>	<p>第八十九条（税率） 第八十九条（税率）及び同法</p>
---	--	-----------------------	--	----------------	------------------------------------	----------------	--------------------------------------	------------------------------------

5 同上

<p>同上</p>								
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

第四百一条の十四第二項 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額並びに	第三章（税額の計算）	第三百二十一條第一項及び第二項第三号から第五号まで、第三百二十七條第一項及び第二項、第三百五十五條、第三百五十九條第四項第一号ロ、第三百六十條第四項第二号イ②並びに第三百三十二條	課税総所得金額	課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額
			総所得金額	総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額

6 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第十一條第二項 総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下「先物取引に係る雑所得等の金額」とする。）
------------------	--

第三百二十一條第一項 第三百二十三條第一項及び第二項第三号から第五号まで、第三百二十七條第一項及び第二項、第三百五十五條並びに第三百三十二條	同上	同上	同上	同上

6 同上

同上	同上	同上
----	----	----

<p>第十一條の二第二項、第十七條第五号、第一百七十九條第一号イ及び第二号イ、第八十條第二項第一号、第二百四條第一項第一号、第二百五條、第二百十九條第二項第二号並びに第二百二十二條第二項及び第三項</p>	<p>總所得金額</p>	<p>金額」という。） 總所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額</p>
<p>第二百五十八條第一項</p>	<p>總所得金額 課税總所得金額</p>	<p>總所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額 課税總所得金額、租税特別措置法第四十一條の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額（以下「先物取引に係る課税雑所得等の金額」という。）</p>
<p>第二百五十八條第三項第一号及び第二号</p>	<p>第三章第一節（税率） 總所得金額</p>	<p>第三章第一節（税率）及び同項 總所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額</p>
<p>第二百六十一條第一号</p>	<p>總所得金額</p>	<p>總所得金額、先物取引に係る</p>

同上	同上	同上

		一 号	
	課税総所得金額	課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額	雑所得等の金額
	第三章第一節(税率)	第三章第一節(税率)及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)	
第二百六十六条	課税総所得金額	課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額	
	の規定に準じて	及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)の規定に準じて	

- 7 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条の規定の適用については、同条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。
- 8 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における所得税法第百二十二条第一項の規定により提出する申請書の記載に関し必要な事項は、財務省令で定める。

	同上	同上	同上
	同上	同上	同上
	同上	同上	同上

- 7 同上
- 8 同上

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案

《 新旧対照表（浄書）：所得税関係 》

平成23年6月14日

財務省主税局税制第一課所得税係

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案新旧対照表

改正案

現

行

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第一条 租税特別措置法施行令(昭和三十一年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条・第一条の二)
- 第二章 所得税法の特例
- 第三章 法人税法の特例
 - 第一節 中小企業者等の法人税率の特例(第二十七条の三の二)
 - 第一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例(第二十七条の四・第三十二条)
 - 第二節 準備金等(第三十二条の二・第三十三条の九)
 - 第三節 鉱業所得の課税の特例(第三十四条・第三十五条)
 - 第三節の二 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(第三十五条の二)
 - 第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第三十六条)
 - 第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例(第三十六条の二)
 - 第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第三十六条の三)
 - 第四節 協同組合の課税の特例(第三十七条)
 - 第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例(第三十七条の二・第三十七条の三)
 - 第四節の三 交際費等の課税の特例(第三十七条の四・第三十七条の五)
 - 第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例(第三十八条・第三十八条の二)
 - 第五節の二 土地の譲渡等がある場合の特別税率(第三十八条の四・第三十八条の五)
 - 第六節 収用等の場合の課税の特例(第三十九条・第三十九条の三)
 - 第六節の二 特定事業の用地買取等の場合の所得の特別控除(第三十九条の四・第三十九条の六)

目次

- 第一章 同上
- 第二章 同上
- 第三章 同上
 - 第一節 同上
 - 第一節の二 同上
 - 第二節 同上
 - 第三節 同上
 - 第三節の二 同上
 - 第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第三十六条)
 - 第四節 同上
 - 第四節の二 同上
 - 第四節の三 同上
 - 第五節 同上
 - 第五節の二 同上
 - 第六節 同上
 - 第六節の二 同上

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中租税特別措置法施行令第四条の六の第十二項の改正規定、同令第三十九条の十二の改正規定及び同令第三十九条の百十二の改正規定並びに附則第三条の規定 平成二十三年十月一日
- 二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日
 - イ 第一条中租税特別措置法施行令第四条の二第四項の表の改正規定（同表第二百一十一条第一項の項に係る部分を除く。）、同令第四条の七の二の改正規定、同令第十九条第二十三項の表第五百五十五条及び第二百三十二条の項の改正規定、同令第十九条の三の改正規定（同条第三項、第四項及び第七項に係る部分並びに同条第二十五項中「非居住者」とあるのは「個人」とし）を「非居住者（第六百六十四条第一項第一号から第三号まで（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「個人」としに改める部分を除く。）、同令第二十条第三項の表の改正規定（同表第二百一十一条第一項の次に次のように加える部分を除く。）、同令第二十五条の八第十三項の表第二百七条第一項及び第二項並びに第二百五十五条の項の改正規定、同令第二十五条の十の十の改正規定、同令第二十五条の十一の二第十七項及び第十八項並びに第二十五条の十二の二第二十項の改正規定、同令第二十六条の八第三項の改正規定、同令第二十六条の二十一の改正規定、同令第二十六条の二十三の改正規定（同条第五項の表第二百一十一条第一項の項に係る部分を除く。）、同令第二十六条の二十六第九項の改正規定、同令第二十七条第一項の改正規定並びに同令第二十七条の三の改正規定
 - ロ 第二条中租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第二十六条第二項の表第二百六十二条第一項及び第二項の項及び第二十八条第四項の表第二百六十二条第一項及び第二項の項の改正規定
 - 三 第一条中租税特別措置法施行令第二十五条の十三の改正規定、同令第二十五条の十三の四第二項の改正規定、同令第二十五条の十三の七の改正規定、同令第二十五条の十四第十五項第七号の改正規定及び同令第二十五条の十四の二第五項第七号の改正規定並びに附則第十一条の規定 平成二十六年一月一日
 - 四 第一条中租税特別措置法施行令第六条の七の改正規定（同条第七項に係る部分を除く。）、同令第二

八 第一条中租税特別措置法施行令第二十八条の六第一項の改正規定（「第四十四条の三第一項」を「第四十四条の二第一項」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定（「第四十四条の三第二項第一号」を「第四十四条の二第二項第一号」に改める部分を除く。）、同条第三十九条の五十一の改正規定及び同令第四十二条の七第一項第一号の改正規定並びに附則第四十三条第一項の規定 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十八号）の施行の日

九 第一条中租税特別措置法施行令第二十八条の八の改正規定、同条を同令第二十八条の七とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第三十九条の五十三の改正規定及び同条を同令第三十九条の五十二とし、同条の次に一条を加える改正規定 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）の施行の日

十 第一条中租税特別措置法施行令第四十三条の三第一項の改正規定（「認定計画」を「認定民間都市再生事業計画」に改める部分に限る。）及び同条第二項の改正規定 都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）の施行の日

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（以下「新令」という。）第二章の規定は、平成二十三年分以後の所得税について適用し、平成二十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例に関する経過措置）

第三条 新令第四条の六の二第十二項の規定は、同項に規定する大口株主等が平成二十三年十月一日以後に支払を受けるべき現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。以下「改正法」という。）第十七条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等について適用し、第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧令」という。）第四条の六の二第十二項に規定する大口株主等が同日前に支払を受けるべき改正法第十七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行に伴い、並びに同法附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則の規定に基づき、並びに租税特別措置法を実施するた
め、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例（第三十六条）」を

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例（第三十六条）」

第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例（第三十六条の二）に、

第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例（第三十六条の三）

に、「該当するもの」を「該当する国債」に改める。

第二十六条の十六第一号中「で同項第一号から第八号までに掲げるもの」を「に該当する国債」に、「第五条の二第五項第四号」を「第五条の二第七項第四号」に改める。

第二十六条の十八第九項中「第五条の二第十一項」を「第五条の二第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「(同条第十二項)」を「(同条第十四項)」に、「第五条の二第十二項」を「第五条の二第十四項」に改める。

第二十六条の十八の二第二項中「第五条の二第五項第四号」を「第五条の二第七項第四号」に、「第四十一条の十二第九項第一号から第八号までに掲げる国債で同項」を「第四十一条の十二第九項」に、「該当するもの」を「該当する国債」に改める。

第二十六条の二十一中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とする。

第二十六条の二十三第二項中「金融商品取引法第二条第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引(同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するものに限る。）」のうち「を削り、同条第五項の表第二百一十一条第一項の項中「第二百一十一条第一項」の下に「及び第三項」を加え、同表第二百一十一条第一項及び

第二項第三号から第五号まで、第二百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条並びに第二百二十二条の項中「第百五十五条」の下に、「第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ(2)」を加える。

第二十六条の二十六第九項中「第百五十五条」の下に、「第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ(2)」を加える。

第二十六条の二十八を第二十六条の二十七の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の所得税額の特別控除)

第二十六条の二十八 法第四十一条の十八の二第二項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額は、法第八条の四第三項第三号、第二十八条の四第五項第二号、第三十一条第三項第三号(法第三十二条第四項において準用する場合を含む。)、第三十七条の第六項第五号(法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。)、又は第四十一条の十四第二項第四号の規定の適用がある場合には、これらの規定により読み替えられた所得税法第七十八条第一項第一号に規定する百分の四十に相当する金額とする。

2 法第四十一条の十八の二第二項の規定による控除をすべき金額は、同項に規定するその年分の所得税

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中租税特別措置法施行令第四条の六の二第十二項の改正規定、同令第三十九条の十二の改正規定及び同令第三十九条の百十二の改正規定並びに附則第三条の規定 平成二十三年十月一日

二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中租税特別措置法施行令第四条の二第四項の表の改正規定(同表第二百一十一条第一項の項に係る部分を除く。)、同令第四条の七の二の改正規定、同令第十九条第二十三項の表第一百五十五条及び第二百三十二条の項の改正規定、同令第十九条の三の改正規定(同条第三項、第四項及び第七項に係る部分並びに同条第二十五項中「非居住者」とあるのは「個人」とし)を「非居住者(第六十四条条第一項第一号から第三号まで(非居住者に対する課税の方法)に掲げる非居住者をいう。以下この項において同じ。)」とあるのは「個人」とし」に改める部分を除く。)、同令第二十条第三項の表

の改正規定（同表第二百一十一条第一項の項の次に次のように加える部分を除く。）、「同令第二十五条の八第十三項の表第二百二十七条第一項及び第二項並びに第百五十五条の項の改正規定、同令第二十五条の十の十の改正規定、同令第二十五条の十一の二第十七項及び第十八項並びに第二十五条の十二の二第二十項の改正規定、同令第二十六条の八第三項の改正規定、同令第二十六条の二十一の改正規定、同令第二十六条の二十三の改正規定（同条第五項の表第二百一十一条第一項の項に係る部分を除く。）、「同令第二十六条の二十六第九項の改正規定、同令第二十七条第一項の改正規定並びに同令第二十七条の三の改正規定並びに附則第三十六条（第一条第一号の改正規定（「及び」を「、第四十二条の二の二及び」に改める部分に限る。）に限る。）の規定

ロ 第二条中租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第二十六条第二項の表第二百六十二条第一項及び第二項の項及び第二十八條第四項の表第二百六十二条第一項及び第二項の項の改正規定

三 第一条中租税特別措置法施行令第二十五条の十三の改正規定、同令第二十五条の十三の四第二項の改正規定、同令第二十五条の十三の七の改正規定、同令第二十五条の十四第十五項第七号の改正規定及び同令第二十五条の十四の二第五項第七号の改正規定並びに附則第十一条の規定 平成二十六年一月一日

及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十八号）の施行の日

九 第一条中租税特別措置法施行令第二十八条の八の改正規定、同条を同令第二十八条の七とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第三十九条の五十三の改正規定及び同条を同令第三十九条の五十二とし、同条の次に一条を加える改正規定 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）の施行の日

十 第一条中租税特別措置法施行令第四十三条の三第一項の改正規定（「認定計画」を「認定民間都市再生事業計画」に改める部分に限る。）及び同条第二項の改正規定 都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）の施行の日

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（以下「新令」という。）第二章の規定は、平成二十三年分以後の所得税について適用し、平成二十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

理 由

租税特別措置法等の一部改正に伴い、公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除、相続税の物納の特例の対象となる土地に係る風景地保護協定等についての細目を定めるとともに、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲の拡充、半島振興対策実施地域等における工業用機械等の特別償却制度の適用期限の延長等を行うほか、所要の規定の整備を図る必要があるからである。

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案（説明要旨）

本政令案は、租税特別措置法等の一部改正に伴い、公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除及び相続税の物納の特例の対象となる土地に係る風景地保護協定等についての細目を定めるとともに、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲の拡充、半島振興対策実施地域等における工業用機械等の特別償却制度の適用期限の延長等を行うほか、所要の規定の整備を図るものであります。

（参考）本政令案の概要

1 内容

- (1) 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除について、本特例の対象法人となるための要件であるパブリックサポート要件及び情報公開要件等の細目を定める。
- (2) 相続税の物納の特例について、本特例の対象となる土地に係る風景地保護協定の要件の細目を定める。
- (3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、保険会社の株式会社への組織変更により割当てを受けた株式で特別口座に記載等がされることとなったもの等を加える。
- (4) 半島振興対策実施地域等における工業用機械等の特別償却制度について、その適用期限の延長等を行う。

2 施行期日

一部を除き、公布の日。

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案新旧対照表

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案新旧対照表

改正案

現

行

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第一条 租税特別措置法施行令(昭和三十一年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第一条の二)

第二章 所得税法の特例

第三章 法人税法の特例

第一節 中小企業者等の法人税率の特例(第二十七条の三の二)

第一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例(第二十七条の四・第三十二条

第二節 準備金等(第三十二条の二・第三十三条の九)

第三節 鉱業所得の課税の特例(第三十四条・第三十五条)

第三節の二 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(第三十五条の二)

第三節の三 沖繩の認定法人の課税の特例(第三十六条)

第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例(第三十六条の二)

第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第三十六条の三)

第四節 協同組合の課税の特例(第三十七条)

第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例(第三十七条の二・第三十七条の三)

第四節の三 交際費等の課税の特例(第三十七条の四・第三十七条の五)

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例(第三十八条・第三十八条の二)

第五節の二 土地の譲渡等がある場合の特別税率(第三十八条の四・第三十八条の五)

第六節 取用等の場合の課税の特例(第三十九条・第三十九条の二)

第六節の二 特定事業の用地買取等の場合の所得の特別控除(第三十九条の四

第三十九条の六)

目次

第一章 同上

第二章 同上

第三章 同上

第一節 同上

第一節の二 同上

第二節 同上

第三節 同上

第三節の二 同上

第三節の三 沖繩の認定法人の課税の特例(第三十六条)

第四節 同上

第四節の二 同上

第四節の三 同上

第五節 同上

第五節の二 同上

第六節 同上

第六節の二 同上

(先物取引に係る雑所得等の金額の計算等)

第二十六条の二十三 法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、その年中の同項に規定する先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定める所得の金額から控除する。

- 一 当該先物取引による事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による譲渡所得の金額及び雑所得の金額
 - 二 当該先物取引による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額
 - 三 当該先物取引による雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による事業所得の金額及び譲渡所得の金額
- 2 法第四十一条の十四第一項第二号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 平成十六年一月一日以後に行う証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)第三条の規定による改正前の証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引、同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引に該当するもの
- 二 平成十七年七月一日以後に行う証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第一条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第二項に規定する取引所金融先物取引に該当するもの
- 三 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日以後に行う金融商品取引法第二条第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引

3 法第四十一条の十四第一項第三号に規定する政令で定める譲渡は、金融商品取引業者(同号に規定する金融商品取引業者をいう。以下この項において同じ。)(への委託により行う譲渡又は金融商品取引業者に対する譲渡とする。)

4 その年において法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得(以下この項において「先物取引に係る雑所得等」という。)(を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が確定申告書を提出する場合には、財務省令で定めるところにより、当該先物取引に係る雑所得等の

(先物取引に係る雑所得等の金額の計算等)

第二十六条の二十三 同上

一同上

二同上

三同上

2 法第四十一条の十四第一項第二号に規定する政令で定める取引は、金融商品取引法第二条第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引(同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するものに限る。)(のうち次に掲げる取引とする。

一同上

二同上

三同上

3 同上

4 同上

金額の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。この場合において、所得税法第二百二十条第四項の規定の適用については、同項中「事業所得」とあるのは、「事業所得（租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引による事業所得を除く。）」とする。

5 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>第百十一条第四項 及び課税山林所得金額の見積額につき第二章（税額の計算）</p>	<p>、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額（以下「先物取引に係る課税雑所得等の金額」という。）及び課税山林所得金額の見積額につき第三章（税額の計算）及び同項</p>
<p>第百二十条第一項 額</p>	<p>、その年分の総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）</p>
<p>当該総所得金額</p>	<p>当該総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額</p>
<p>課税総所得金額</p>	<p>課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額</p>
<p>第八十九条（税率）</p>	<p>第八十九条（税率）及び同法</p>

5 同上

<p>同上</p>	<p>同上</p>

第四百一条の十四第一項 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額並びに 第三章（税額の計算）	総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額並びに 第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項	第二百二十一条第二項及び第三項	課税総所得金額
		第二百二十三条第一項及び第二項第三号から第五号まで、第二百二十七条第一項及び第二項、第二百五十五条、第一百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第一号イ(2)並びに第二百三十二条	総所得金額 課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額

6 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第十一条第二項 総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下「先物取引に係る雑所得等」）
------------------	---

第二百二十一条第二項 第二百二十三条第一項及び第二項第三号から第五号まで、第二百二十七条第一項及び第二項、第二百五十五条並びに第二百三十二条	同上	同上	同上	同上
---	----	----	----	----

6. 同上

同上	同上	同上
----	----	----

<p>第十一条の二第二項、第十七条第五号、第一百七十九条第一号イ及び第二号イ、第八十条第二項第一号、第二百四条第一項第一号、第二百五条第二号、第二百五条第二号及び第二百五条第二号並びに第二百二十二条第二項及び第三項</p>	<p>総所得金額</p>	<p>総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額</p>	<p>金額」という。</p>
<p>第二百五十八条第一項</p>	<p>総所得金額 課税総所得金額</p>	<p>総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額 課税総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額（以下「先物取引に係る課税雑所得等の金額」という。）</p>	
<p>第二百五十八条第三項第一号及び第一号</p>	<p>第三章第一節（税率） 総所得金額</p>	<p>第三章第一節（税率）及び同項 総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額</p>	
<p>第二百六十一条第一</p>	<p>総所得金額</p>	<p>総所得金額、先物取引に係る</p>	

<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

		一 号	
	課税総所得金額	課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額	雑所得等の金額
	第三章第一節(税率)	第三章第一節(税率)及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)	
第二百六十六条	課税総所得金額	課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額	
	の規定に準じて	及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)の規定に準じて	

7 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条の規定の適用については、同条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

8 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における所得税法第一百二十二条第一項の規定により提出する申請書の記載に関し必要な事項は、財務省令で定める。

	同上	同上	同上
	同上	同上	同上

7 同上

8 同上

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中租税特別措置法施行令第四条の六の二第十二項の改正規定、同令第三十九条の十二の改正規定及び同令第三十九条の百十二の改正規定並びに附則第三条の規定 平成二十三年十月一日

二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中租税特別措置法施行令第四条の二第四項の表の改正規定（同表第二百一十一条第一項の項に係る部分を除く。）、同令第四条の七の二の改正規定、同令第十九条第二十三項の表第五百五条及び第二百三十二条の項の改正規定、同令第十九条の三の改正規定（同条第三項、第四項及び第七項に係る部分並びに同条第二十五項中「非居住者」とあるのは「個人」とし」を「非居住者（第六十四條第一項第一号から第三号まで（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「個人」とし」に改める部分を除く。）、同令第二十条第三項の表

の改正規定（同表第二百一十一条第一項の項の次に次のように加える部分を除く。）、同令第二十五条の八第十三項の表第二百七条第一項及び第二項並びに第二百五十五条の項の改正規定、同令第二十五条の十の十の改正規定、同令第二十五条の十一の二第十七項及び第十八項並びに第二十五条の十二の二第二十項の改正規定、同令第二十六条の八第三項の改正規定、同令第二十六条の二十一の改正規定、同令第二十六条の二十三の改正規定（同条第五項の表第二百一十一条第一項の項に係る部分を除く。

）、同令第二十六条の二十六第九項の改正規定、同令第二十七条第一項の改正規定並びに同令第二十七条の三の改正規定並びに附則第三十六条（第一条第一号の改正規定（「及び」を「、第四十二条の二の二及び」に改める部分に限る。）に限る。）の規定

ロ 第二条中租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第二十六条第二項の表第二百六十二条第一項及び第二項の項及び第二十八条第四項の表第二百六十二条第一項及び第二項の項の改正規定

三 第一条中租税特別措置法施行令第二十五条の十三の改正規定、同令第二十五条の十三の四第二項の改正規定、同令第二十五条の十三の七の改正規定、同令第二十五条の十四第十五項第七号の改正規定及び同令第二十五条の十四の二第五項第七号の改正規定並びに附則第十一条の規定 平成二十六年一月一日

の下に「、第四十二条の十一（第五項を除く。）」を加える部分に限る。）、「同条第十六号を同条第十八号とし、同号の次に二号を加える改正規定（同条第十六号を同条第十八号とする部分及び同号の次に二号を加える部分のうち同条第二十号に係る部分を除く。）、「同条第十二号の改正規定（「第六十八条の十四（第五項を除く。）」の下に「、第六十八条の十五（第五項を除く。）」を加える部分に限る。）及び同条第六号の次に二号を加える改正規定（第八号に係る部分を除く。）に限る。）の規定

ロ 第二条中租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第十六条第七項の改正規定（「第二十三項第二号」を「第二十四項第二号」に改める部分に限る。）及び同令附則第四十条第五項の改正規定（「第二十四項第二号」を「第二十五項第二号」に改める部分に限る。）

ハ 第一条中租税特別措置法施行令第二十八条の六第一項の改正規定（「第四十四条の三第一項」を「第四十四条の二第一項」に改める部分を除く。）、「同条第三項の改正規定（「第四十四条の三第二項第一号」を「第四十四条の二第二項第一号」に改める部分を除く。）、「同条第三十九条の五十一の改正規定及び同令第四十二条の七第一項第一号の改正規定並びに附則第三十三条第一項の規定 産業活力の再生

及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十八号）の施行の日

九 第一条中租税特別措置法施行令第二十八条の八の改正規定、同条を同令第二十八条の七とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第三十九条の五十三の改正規定及び同条を同令第三十九条の五十二とし、同条の次に一条を加える改正規定 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）の施行の日

十 第一条中租税特別措置法施行令第四十三条の三第一項の改正規定（「認定計画」を「認定民間都市再生事業計画」に改める部分に限る。）及び同条第二項の改正規定 都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）の施行の日

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（以下「新令」という。）第二章の規定は、平成二十三年分以後の所得税について適用し、平成二十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例に関する経過措置)

第三条 新令第四条の六の二第十二項の規定は、同項に規定する大口株主等が平成二十三年十月一日以後に支払を受けるべき現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号。以下「改正法」という。)(第十七条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)(第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等について適用し、第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令(以下「旧令」という。)(第四条の六の二第十二項に規定する大口株主等が同日前に支払を受けるべき改正法第十七条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)(第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第四条 新令第五条の十第二項及び第三項の規定は、個人がこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)(以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下第三項までにおいて同じ。)(をする新法第十一条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法

第十一条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新令第六条の三(同条第五項第一号ロ、第三号ロから二まで及び第四号に掲げる事業に係る部分に限る。)(の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条第七項第二号から第四号までに定める減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧令第六条の三第七項第二号から第五号までに定める減価償却資産については、なお従前の例による。

3 新令第六条の三第六項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条第五項第三号ハに掲げる事業に係る同条第七項第三号に定める減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧令第六条の三第五項第一号ロ又は第三号ハに掲げる事業に係る同条第七項第三号に定める減価償却資産については、なお従前の例による。

4 改正法附則第三十一条第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十四条の規定に基づく旧令第七条の規定は、なおその効力を有する。

5 改正法附則第三十一条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十四条の二(第二項第三号に係る部分に限る。)(の規定に基づく旧令第七条の二の規定は、なおその効力を有する。

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案

《 読替表（１）：所得税関係 》

平成23年6月16日

財務省主税局税制第一課所得税係

新租税特別措置法施行令第二十六條の二十三第五項の規定による所得税法第二百一十一條第一項及び第三項の読替表

読 替 後

読 替 前

(確定所得申告を要しない場合)

第二百一十一條 その年において給与所得を有する居住者で、その年中に支払を受け
るべき第二十八條第一項(給与所得)に規定する給与等(以下この項において「
給与等」という。)の金額が二千万円以下であるものは、次の各号のいずれかに
該当する場合には、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税総所得金額
先物取引に係る課税雑所得等の金額及び課税山林所得金額に係る所得税につい
ては、同項の規定による申告書を提出することを要しない。ただし、不動産その
他の資産をその給与所得に係る給与等の支払者の事業の用に供することによりそ
の対価の支払を受ける場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

一・二 省 略

2 省 略

3 その年において第三十五條第三項(雑所得)に規定する公的年金等(以下この
条において「公的年金等」という。)に係る雑所得を有する居住者で、その年中
の公的年金等の収入金額が四百万円以下であるものが、その年分の公的年金等に
係る雑所得以外の所得金額(利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金
額、事業所得の金額、給与所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時
所得の金額及び公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいう。)
が二十万円以下であるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税
総所得金額 先物取引に係る課税雑所得等の金額又は課税山林所得金額に係る所
得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。

(確定所得申告を要しない場合)

第二百一十一條 その年において給与所得を有する居住者で、その年中に支払を受け
るべき第二十八條第一項(給与所得)に規定する給与等(以下この項において「
給与等」という。)の金額が二千万円以下であるものは、次の各号のいずれかに
該当する場合には、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税総所得金額
及び課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出
することを要しない。ただし、不動産その他の資産をその給与所得に係る給与等
の支払者の事業の用に供することによりその対価の支払を受ける場合その他の政
令で定める場合は、この限りでない。

一・二 同 上

2 同 上

3 その年において第三十五條第三項(雑所得)に規定する公的年金等(以下この
条において「公的年金等」という。)に係る雑所得を有する居住者で、その年中
の公的年金等の収入金額が四百万円以下であるものが、その年分の公的年金等に
係る雑所得以外の所得金額(利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金
額、事業所得の金額、給与所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時
所得の金額及び公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいう。)
が二十万円以下であるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税
総所得金額又は課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申
告書を提出することを要しない。

新租税特別措置法施行令第二十六條の二十三第五項の規定による所得税法第五十九條第四項第二号口の読替表

読 替 後

(更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付)

第五十九條 省 略

2・3 省 略

4 第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八條第一項(還付加算金)の期間は、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日(同日後に納付された前項に規定する源泉徴収税額に係る還付金については、その納付の日)の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日(同日前に充當するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

一 第一項の規定による還付金 同項の決定の日

二 第二項の規定による還付金 同項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日(当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日)

イ 省 略

ロ 国税通則法第二十五条の規定による決定に係る更正(当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づき更正及びその年分の総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていない無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。) 当該決定の日

5・6 省 略

読 替 前

(更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付)

第五十九條 同 上

2・3 同 上

4 同 上

一 同 上

二 同 上

イ 同 上

ロ 国税通則法第二十五条の規定による決定に係る更正(当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づき更正及びその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていない無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。) 当該決定の日

5・6 同 上

新租税特別措置法施行令第二十六条の二十三第五項の規定による所得税法第六十条第四項第二号イ(2)の読替表

読 替 後

(更正等又は決定による予納税額の還付)

第六十条 省 略

2・3 省 略

4 第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)の期間は、第一項又は第二項の規定により還付すべき予納税額の納付の日(その予納税額がその納期限前に納付された場合には、その納期限)の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日。第二号ロにおいて「充当日」という。)までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。

一 省 略

二 第二項の規定による還付金 その年分の所得税に係る確定申告期限(その確定申告期限後にその予納税額が納付された場合には、その納付の日)の翌日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの日数

イ 第二項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日(当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日)

(1) 省 略

(2) 国税通則法第二十五条の規定による決定に係る更正(当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づき更正及びその年分の総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。) 当該決定の日

ロ 省 略

5-7 省 略

読 替 前

(更正等又は決定による予納税額の還付)

第六十条 同 上

2・3 同 上

4 同 上

一 同 上
二 同 上

イ 同 上

(1) 同 上

(2) 国税通則法第二十五条の規定による決定に係る更正(当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づき更正及びその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。) 当該決定の日

ロ 同 上

5-7 同 上

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案

《 参考資料（１）：所得税関係 》

平成23年6月16日

財務省主税局税制第一課所得税係

先物取引に対する課税関係

【措法41の14、41の15
措令26の23、26の26】

先物取引の種類		差金等決済又は譲渡に係る所得	損失の繰越控除
取引所取引	商品先物取引 (先物取引、オプション取引等)	申告分離課税(雑所得等) 20%(所:15%、住5%)	可 (3年)
	金融デリバティブ (先物取引、オプション取引等)		
	カバードワラント		
店頭取引	商品先物取引 (先渡取引、オプション取引等)	<p>【現行】 総合課税(雑所得等) 所:5%~40%、住:10%</p> <p>【改正案】 申告分離課税(雑所得等) 20%(所:15%、住5%)</p>	<p>【現行】 不可</p> <p>【改正案】 可 (3年)</p>
	金融デリバティブ (先物取引、オプション取引等)		
	カバードワラント		

(注)カバードワラントとは、対象資産について、一定の期日(権利行使日)に、あらかじめ決められた権利行使価格と決済価格(権利行使日の時価)との間の差金を受け取ることができる権利を証券化した有価証券。

理由

租税特別措置法等の一部改正に伴い、公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除~~及び~~相続税の物納の特例の対象となる土地に係る風景地保護協定等についての細目を定めるとともに、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲の拡充、半島振興対策実施地域等における工業用機械等の特別償却制度の適用期限の延長等を行うほか、所要の規定の整備を図る必要があるからである。

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案

《 新旧対照表：所得税関係 》

[見え消し版]

平成23年6月20日

財務省主税局税制第一課所得税係

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中租税特別措置法施行令第四条の六の二第十二項の改正規定、同令第三十九条の十二の改正規定及び同令第三十九条の百十二の改正規定並びに附則第三条の規定 平成二十三年十月一日

二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中租税特別措置法施行令第四条の二第四項の表の改正規定(同表第二百一十一条第一項の項に係る部分を除く。)、同令第四条の七の二の改正規定、同令第十九条第二十三項の表第一百五十五条及

び第二百三十二条の項の改正規定、同令第十九条の三の改正規定(同条第三項、第四項及び第七項に

改正号イ

係る部分並びに同条第二十五項中「非居住者」とあるのは「個人」とし」を「非居住者(第六十四
条第一項第一号から第三号まで(非居住者に対する課税の方法)に掲げる非居住者をいう。以下この
項において同じ。)」とあるのは「個人」とし」に改める部分を除く。)、同令第二十条第三項の表

の改正規定（同表第二百一十一条第一項の項の次に次のように加える部分を除く。）、同令第二十五条の八第十三項の表第二百二十七条第一項及び第二項並びに第二百五十五条の項の改正規定、同令第二十五条の十の十の改正規定、同令第二十五条の十一の二第十七項及び第十八項並びに第二十五条の十二の二第二十項の改正規定、同令第二十六条の八第三項の改正規定、同令第二十六条の二十一の改正規定、同令第二十六条の二十三の改正規定（同条第五項の表第二百一十一条第一項の項に係る部分を除く。）、同令第二十六条の二十六第九項の改正規定、同令第二十七条第一項の改正規定並びに同令第二十七条の三の改正規定

ロ 第二条中租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第二十六条第二項の表第二百六十二条第一項及び第二項の項及び第二項の項及び第二十八条第四項の表第二百六十二条第一項及び第二項の項の改正規定

三 第一条中租税特別措置法施行令第二十五条の十三の改正規定、同令第二十五条の十三の四第二項の改正規定、同令第二十五条の十三の七の改正規定、同令第二十五条の十四第十五項第七号の改正規定及び

同令第二十五条の十四の二第五項第七号の改正規定並びに附則第十一条の規定 平成二十六年一月一日

四 第一条中租税特別措置法施行令第六条の七の改正規定（同条第七項に係る部分を除く。）、同令第二